

IV. 健康推進

市民の健康寿命を延伸するため、健康増進法や母子保健法に基づき、健康保健事業や医療費助成等の事業を実施している。

1. 健康寿命延伸事業

事業名 健康寿命延伸事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	令和8年度		
8年度予算	8,575千円	前年度決算	7,807千円 (健康のびのびプロジェクト事業)
補助率	—	根拠法令等	健康増進法

※令和7年度まで、健康のびのびプロジェクト事業として実施。

目的 「第3期健康くるめ21」計画の基本目標である「健康寿命の延伸」に向け、身体活動・運動の推進やがん健診等の受診率向上など、生活習慣病予防のための取組を重点的に進め、市民の主体的な健康づくりを支援する。

事業内容

- (1) 働く世代の健康づくり支援事業
働く世代の健康づくりを進めるため、市内事業所と連携し、従業員向けの健康づくり啓発や事業所単位での主体的な健康づくりの支援と促進に取り組む。
○働く世代のヘルスケアサポート事業
事業所と連携して、保健師等の専門職が事業所の健康課題分析、具体的な改善行動のプランニングを支援。郵送検査キット等を活用した取組前後の効果測定を行うことで、取組効果の実感を通じた健康づくり意識の醸成や取組の持続化を図る。
〔対象事業所〕従業員数50人未満の市内中小規模事業所（健康経営優良法人以外）
- (2) くるめ健康のびのびポイント事業
ウォーキングや各種健診等の受診、日々の生活習慣改善活動などにインセンティブを付与し、市民の健康づくり活動を支援する「くるめ健康のびのびポイント事業」を実施。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
参加者数 (アプリダウンロード件数)	1,591	3,149	7,013	10,342	12,911

※令和3年度から久留米市国民健康保険被保険者を対象に事業開始。令和5年度からは全市民（18歳以上）に対象を拡大して実施。

- (3) がん健診等未受診者勧奨事業
市民が自身の健康状態を認識し、主体的な健康づくりに取り組むきっかけづくりとなるよう、がん検診等の未受診者に対して、ナッジ理論等を活用した個別受診勧奨を実施。

○「第3期健康くるめ21」計画基本目標・達成目標・評価指標一覧表

基本目標	健康寿命の延伸		
現状値 (令和2年度)		健康寿命	平均寿命
	男性	79.30歳	80.67歳
	女性	83.52歳	86.65歳
達成目標	健康寿命の延びが平均寿命の延びを上回ること		

※令和2年国勢調査、令和2年度久留米市介護保険事業報告、平成27年市区町村別生命表の各データを用いて、国の「健康寿命の算定方法の指針」の中で指定された計算方法による値

評価指標

基本的な取組の方向性 1：個人の行動と健康状態の改善

(1) 生活習慣の改善

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
①栄養・食生活	適正体重を維持している者の増加	BMI18.5以上25未満（65歳以上はBMI20を超え25未満）の者の割合	61.7% (令和4年度)	65.0% (令和16年度)
		20歳～60歳代男性の肥満者の割合	30.4%	減少
		40歳～60歳代女性の肥満者の割合	20.4%	減少
		20歳～30歳代女性のやせの者の割合	14.9%	減少
		低栄養リスク該当の高齢者の割合	21.0%	減少
		〔出典〕久留米市健康に関するアンケート調査		
	児童・生徒における肥満傾向児の減少	児童における肥満傾向児の割合（小学5年生）	男子 16.5% 女子 10.9% (令和4年度)	減少 (令和15年度)
		〔出典〕全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学5年生）		
②身体活動・運動	バランスの良い食事を摂っている者の増加	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	50.5% (令和4年度)	60.0% (令和15年度)
		〔出典〕市政モニターアンケート調査		
	日常生活における歩数の増加	1日の歩数の平均値（20歳～64歳）	7,724歩 (令和4年度)	8,000歩 (令和16年度)
		1日の歩数の平均値（65歳以上）	5,333歩 (令和4年度)	6,000歩 (令和16年度)
		〔出典〕久留米市健康に関するアンケート調査		
		1日30分以上の運動を週2回以上実施している者の割合	37.0% (令和4年度)	47.0% (令和16年度)
		20歳～64歳 男性	33.3%	42.0%
		20歳～64歳 女性	28.1%	42.0%
	運動やスポーツを習慣的に行っていない子どもの減少	65歳以上 男性	50.9%	60.0%
		65歳以上 女性	53.4%	60.0%
		〔出典〕久留米市健康に関するアンケート調査		
		1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童の割合（小学5年生）	男子 10.1% 女子 18.2% (令和4年度)	減少 (令和15年度)
		〔出典〕全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学5年生）		
③休養・睡眠	睡眠で休養がとれている者の増加	睡眠で休養がとれている者の割合	78.5% (令和4年度)	85.0% (令和16年度)
		20歳～59歳	76.7%	80.0%
		〔出典〕久留米市健康に関するアンケート調査		
	睡眠時間が十分に確保できている者の増加	睡眠時間が6～9時間（60歳以上は、6～8時間）の者の割合	78.4% (令和4年度)	80.0% (令和16年度)
		〔出典〕久留米市健康に関するアンケート調査		
④飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少	1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の割合	11.4% (令和4年度)	10.0% (令和16年度)
		〔出典〕久留米市健康に関するアンケート調査		
	妊娠中の飲酒をなくす	妊娠中の飲酒者の割合	0.7% (令和4年度)	0% (令和15年度)
		〔出典〕4か月児健診健やか親子アンケート調査		
⑤喫煙	喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	20歳以上の者の喫煙率	14.3% (令和4年度)	9.0% (令和16年度)
		〔出典〕久留米市健康に関するアンケート調査		
	20歳未満の者の喫煙をなくす	10代からの喫煙習慣がある者の割合	27.7% (令和4年度)	0% (令和16年度)
		〔出典〕久留米市健康に関するアンケート調査		
	妊娠中の喫煙をなくす	妊婦の喫煙率	2.7% (令和4年度)	0% (令和15年度)
		〔出典〕4か月児健診健やか親子アンケート調査		

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
⑥歯・口腔の健康	歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	59.4% (令和4年度)	65.0% (令和16年度)
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査		
	むし歯を有する乳幼児の減少	3歳児でむし歯のない者の割合	85.8% (令和4年度)	90.0% (令和15年度)
		[出典] 3歳児歯科健診実施状況		
	むし歯を有する児童生徒の減少	12歳児のむし歯の平均本数	男子0.7本 女子0.9本 (令和4年度)	男子0.5本未満 女子0.7本未満 (令和15年度)
		[出典] 学校保健統計調査		
	妊娠中の歯・口腔の健康を保つ	妊婦歯科健診の受診率	41.4% (令和4年度)	45.0% (令和15年度)
		[出典] 妊婦歯科健診実施状況		
	歯の喪失の防止(40歳以上)	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	3.4% (令和4年度)	2.5% (令和15年度)
		[出典] 8020 歯っぴー検診実施状況		
	より多くの自分の歯を有する高齢者の割合	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	55.2% (令和4年度)	60.0% (令和16年度)
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査		

(2) 生活習慣病の発症予防・重症化予防

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
①糖尿病	糖尿病の合併症(糖尿病腎症)の減少	糖尿病腎症の年間新規透析導入患者数	54人 (令和3年度)	減少 (令和15年度)
		[出典] 更生医療意見書		
	治療継続者の増加	治療継続者の割合(HbA1c6.5以上の者のうち治療中と回答した者の割合)	64.3% (令和3年度)	69.0% (令和15年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
	血糖コントロール不良者の減少	HbA1c8.0以上の者の割合	1.27% (令和3年度)	減少 (令和15年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
	糖尿病有病者の増加の抑制	糖尿病有病者(糖尿病が強く疑われる者)(HbA1cがNGSP値6.5以上の者の割合)	9.7% (令和3年度)	8.7% (令和15年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	33.0% (令和3年度)	25.0% (令和15年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
②循環器病	脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率の減少	特定健康診査の実施率の向上	37.3% (令和3年度)	60.0% (令和11年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
		特定保健指導の実施率の向上	19.0% (令和3年度)	60.0% (令和11年度)
	高血圧の改善	[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
		特定健康診査受診率	37.3% (令和3年度)	60.0% (令和11年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
②循環器病	脂質(LDLコレステロール)高値の者の減少	特定保健指導実施率	19.0% (令和3年度)	60.0% (令和11年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
		LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合(40歳以上、内服加療中の者を含む)	男性9.5% 女性15.4% (令和3年度)	男性7.0% 女性11.0% (令和15年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
③がん	がんの年齢調整死亡率の減少	がんの年齢調整死亡率（人口10万人当たり） ※全がん	74.2 （令和4年度）	減少 （令和15年度）
		〔出典〕人口動態調査		
	がん検診の受診率の向上	がん検診の受診率	全体11.6% 国保17.6% （令和4年度）	30.0% （R15年度）
		胃がん	全体5.0% 国保9.4%	10.0%
		大腸がん	全体7.2% 国保17.7%	30.0%
		肺がん	全体8.0% 国保21.5%	30.0%
		乳がん	全体17.2% 国保17.8%	40.0%
		子宮頸がん	全体20.4% 国保21.7%	40.0%
		〔出典〕地域保健・健康増進事業報告		

（３）生活機能の維持・向上

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
①身体の健康	ロコモティブシンドロームの減少	関節症などの病気を治療中・後遺症がある高齢者の割合	16.3% （令和4年度）	減少 （令和16年度）
		〔出典〕介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		
	骨粗しょう症検診受診率の向上	骨粗しょう症検診受診率	11.4% （令和4年度）	15.0% （令和15年度）
		〔出典〕地域保健・健康増進事業報告		
②こころの健康	心理的苦痛を感じている者の減少	ここ1か月間で不安や悩み、ストレスを抱えたことがある者の割合	65.9% （令和4年度）	50.0% （令和15年度）
		〔出典〕市民意識調査		
	ストレス解消法を持っている者の増加	ストレス解消法を持っている者の割合	52.1% （令和4年度）	70.0% （令和16年度）
		20歳～60歳代	54.9%	70.0%
		〔出典〕久留米市健康に関するアンケート調査		

基本的な取組の方向性 2：社会環境の質の向上

(1) 社会とのつながりの維持向上及びメンタルヘルスの環境整備

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
① 社会参加しやすい環境の整備	市民活動に参加している者の増加	いずれかの市民活動を行っている者の割合	22.9% (令和4年度)	40.0% (令和15年度)
		[出典] 市民意識調査		
② メンタルヘル스에課題を抱えている人を支援する環境の整備	メンタルヘルス対策セミナー参加者の増加	メンタルヘルス対策セミナー参加者数	150人 (令和4年度)	250人 (令和15年度)
		[出典] メンタルヘルス対策セミナー実施状況		
	こころの健康に関する正しい知識を持つ市民の増加	こころの健康づくり講演会参加者数	163人 (令和4年度)	200人 (令和15年度)
		[出典] こころの健康づくり講演会実施状況		

(2) 健康づくりのための環境の整備

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
① 個人の食生活・運動を支える環境の整備	くめ健康のびのびポイント事業参加者数の増加	健康管理アプリダウンロード数	3,149件 (令和4年度)	30,000件 (令和15年度)
		20歳～64歳健康管理アプリダウンロード数	未集計 (令和5年度)	21,000件 (令和15年度)
		[出典] くめ健康のびのびポイント事業実施状況		
② 職域と連携した健康づくりの環境の整備	健康経営を推進する市内企業数の増加	健康経営優良法人登録者数	26社 (令和4年度)	50社 (令和15年度)
		[出典] 健康経営優良法人認定一覧（経済産業省公表）		
③ 地域保健活動を通じた身近な健康づくり環境の整備	保健師や管理栄養士等の地域での活動の強化	健康や病気に関する相談相手として保健師や管理栄養士を挙げる市民の割合の増加	3.5% (令和4年度)	10.0% (令和16年度)
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査		

2. 健康ウォーキング事業

事業名 健康ウォーキング事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	校区ウォーキング事業：平成 11 年度 医師と歩こう健康ウォーク事業：平成 10 年度		
8 年度予算	2,300千円	前年度決算	2,250千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

（1）校区等ウォーキング事業補助

目 的 各校区コミュニティ組織が実施するウォーキング事業について、必要な経費を補助することにより、市民の自主的な健康づくりを推進することを目的とする。

事業内容

①事業実施補助金（初年度のみ）

補助金額 ：1 校区当り 400,000 円／年

補助対象経費：次に掲げる活動に直接必要な経費を補助の対象とする。平成23年度から補助対象団体を、校区コミュニティ組織に一本化。なお、行政区として事業継続補助金を受けている場合、校区へ移行するまでの経過措置として、2 年間補助を継続（平成24年度まで）。補助対象は以下の事業に直接的にかかわる経費

- ア. ウォーキングマップの作成
- イ. ウォーキング大会など、ウォーキングに関するイベント
- ウ. ウォーキングに関する講座、講演会などの学習活動
- エ. その他市長が必要と認めた活動

②事業継続補助金

補助金額 ：1 校区当り 50,000 円／年

補助対象経費：補助対象は以下の事業に直接的にかかわる経費

- ア. ウォーキングマップの作成
- イ. ウォーキング大会など、ウォーキングに関するイベント
- ウ. ウォーキングに関する講座、講演会などの学習活動
- エ. その他市長が必要と認めた活動

○補助金交付状況

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実施補助金（400千円）	—	—	—	—	—
継続補助金（50千円）	44校区	44校区	45校区	46校区	45校区

※実施補助金：平成27年度よりなし

※継続補助金：旧久留米27校区・田主丸7校区・城島5校区・北野4校区・三潆3校区

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止

③ウォーキング事業各種補助金

健康づくりを目的に、各種団体が実施するウォーキング事業に対し助成することにより、地域の健康づくりを推進する。

○「久留米市田主丸かつばウォーク事業」

（単位：千円・人）

年度 区分	H28	H29	H30	R1	R2
補助額	250	250	250	250	—
参加者数	308	406	295	235	—

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止

※令和3年度以降：事業廃止（令和3年8月実行委員会解散）

○「久留米市城島鬼面ウォーキング事業」

(単位：千円・人)

年度 区分	H28	H29	H30	R1	R2
補助額	250	250	250	250	250
参加者数	316	362	397	344	—

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響によりウォーキング大会は中止したが、「ウォーキングマップ保存版」等を作成した。

※令和3年度以降：事業廃止（令和3年3月実行委員会解散）

(2) 「医師と歩こう健康ウォーキング大会」事業補助

(平成25年度から主催者である県医師会が、開催場所を県内の持ち回り制とした)

目 的 久留米市民の健康の保持・増進を目指して、「医師と歩こう健康ウォーク」を実施している久留米医師会を中心とする実行委員会に対し、運営費の一部を補助し、市民の健康保持を図ることを目的とする。

(実績) 平成25年度から令和7年度まで市での開催実績なし

3. 健康推進ボランティア団体支援事業

事業名 健康推進ボランティア団体支援事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成8・9年度		
8年度予算	2,150千円	前年度決算	1,929千円
補 助 率	県2/3 (一部のみ対象)	根拠法令等	市要綱

(1) 久留米市食生活改善推進員協議会補助金

目的・内容 久留米市民の健康の保持・増進に資するため、食生活改善事業を実施している「久留米市食生活改善推進員協議会」に対し、運営費の一部を補助することで、当該団体の活動の促進と育成を図る。

(単位：千円・人)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
補助額	500	750	900	1,200	1,500
会員数 (年度当初)	284	257	244	231	229

(2) くるめすこやか推進会補助金

目的・内容 久留米市民の健康の保持・増進に資するため、様々な活動を行っている「くるめすこやか推進会」に対し、運営費の一部を補助することで、当該団体の活動の促進と育成を図る。

(単位：千円・人)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
補助額	100	147	200	161	150
会員数 (年度当初)	83	84	37	37	30

(3) 食生活改善推進員養成教室

地域において食生活の改善を通じた健康づくりを推進するボランティアリーダーである食生活改善推進員を養成する。

(内容) 食生活改善や健康づくり等のための知識、技術習得のための講義・実習等を実施。

対象者 主に小学校区を単位とした活動の趣旨に賛同し、自ら推進員となってボランティア活動を実践する市民

年度	R3	R4	R5	R6	R7
修了者数(人)	7	15	21	16	17

※各年度、場所を変更しながら2会場で実施

※新型コロナウイルスの影響により、令和3年度は縮小して実施

(4) すこやか推進員養成教室

地域における運動を通じた健康づくりを推進するボランティアであるすこやか推進員を養成する。

(内容) 地域における運動を通じた健康づくり上の問題点やニーズに対応し活動を展開していく上で必要な知識技術習得のための講義、実習等

対象者 自ら推進員となって運動の普及に関するボランティア活動を実践する市民

年度	R3	R4	R5	R6	R7
修了者数(人)	—	15	4	3	—

※令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により中止

※令和7年度は、令和5年度からの参加者の減少、及び令和6年度に入会者が無かった状況を踏まえ、教室の開催を見送った。

(5) 健康づくりボランティア団体フォロー教室

食生活改善推進員の継続的な資質向上のために、フォロー教室を行い、地域の健康づくりを積極的に推進していく。

(内容) 生活習慣病予防の問題点やニーズに対応した活動を展開していく上で必要な知識技術習得のための講義、実習等

対象者 食生活改善推進員協議会会員

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
回数	1	10	7	7	7
参加者数(延人数)	34	161	192	217	231

※新型コロナウイルスの影響により、令和3年度は縮小して実施

すこやか推進員の継続的な資質向上のために、フォロー教室を行い、地域の健康づくりを積極的に推進していく。

(内容) 地域における運動を通じた健康づくり上の問題点やニーズに対応した活動を展開していく上で必要な知識技術習得のための講義、実習等

対象者 すこやか推進員会員

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
回数	—	4	5	4	5
参加者数(延人数)	—	56	70	40	56

※3年度は、新型コロナウイルスの影響により中止

4. 結核検診事業

事業名 結核検診事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 6 年度		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※令和 2 年度から結核単独の検診を廃止し、肺がん検診と統合し、肺がん・結核検診として実施。

6. 健康増進事業 (4) 健康診査・がん検診⑥肺がん・結核検診を参照

目 的 結核の早期発見、早期治療を行い結核の蔓延を防ぐ。

○集団検診実施状況 (結核検診)

(単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
受診者	1, 242	—	—	—	—
要精密者	96	—	—	—	—
結核	0	—	—	—	—

○個別検診実施状況 (肺がん検診 ※結核検診を兼ねる)

(単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
受診者	20, 793	—	—	—	—
結核	0	—	—	—	—

5. 特定健康診査・特定保健指導

事業名 特定健康診査等事業 (担当課 保健所 健康推進課、地域保健課)

事業開始年度	平成 20 年度		
8 年度予算	222, 080千円	前年度決算	179, 157千円
補 助 率	国1/3、県1/3	根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律

目 的 生活習慣病の要因であるメタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) に着目した健康診査・保健指導を行うことにより、生活習慣病発症を予防する。

事業内容

(1) 特定健康診査

対 象 40歳以上74歳までの国民健康保険被保険者

方 法 (個別方式) 久留米市が契約した医療機関に委託して実施

(集団方式) 久留米市が契約した事業者に委託して実施

○特定健康診査受診率の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数 (人)	42, 500	40, 608	38, 608	36, 912	36, 088
受診者数 (人)	15, 846	15, 401	14, 601	14, 546	13, 740
受診率 (%)	37. 3	37. 9	37. 8	39. 4	38. 1

※令和 3 年度から令和 6 年度は、法定報告に基づく受診者数及び受診率

※令和 7 年度は、令和 8 年 7 月末の速報値

(2) 特定保健指導

対 象 特定健康診査の結果により生活習慣病発症の危険性が高く、生活習慣の改善による病気の予防効果が期待できる方。

方 法 生活習慣病発症の危険性が中程度の方 → 動機付け支援
生活習慣病発症の危険性が高い方 → 積極的支援
※いずれも久留米市が契約した機関に委託して実施する。

○特定保健指導実施率の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）	1,865	1,760	1,605	1,625	1,481
実施者数（人）	354	356	409	562	370
実施率（％）	19.0	20.2	25.5	34.7	25.0

※令和3年度から令和6年度は、法定報告に基づく受診者数及び受診率

※令和7年度は、令和8年7月末の速報値

(3) 早期介入保健指導事業

対 象 40歳から59歳までの国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査の結果において、下記の①～③の要件全てに該当する方

- ①特定保健指導の対象者に該当しないこと
- ②糖尿病、高血圧症、脂質異常症のいずれとも未治療の状況にあること
- ③血糖判定レベルが境界型糖尿病域または正常高値血糖域にあること

個人負担金 75g経ロブドウ糖負荷試験費用 1,000円

方 法 対象者に電話連絡を行い、健診後の生活習慣等について確認する。75g経ロブドウ糖負荷試験の受診者には、面接を原則とした検査結果説明及び保健指導を行う。

○実施状況

(単位：人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	163	246	254	290	277
糖負荷試験実施者数	11	17	33	47	40
保健指導実施者数	10	17	33	47	40

※令和元年度より直営実施していたが、令和5年度より委託実施。

(4) 重症化予防支援事業

①未治療者対策

対 象 特定健診受診者のうち、要医療域にもかかわらず、健診受診後の医療受診が確認できない方。【対象基準：CKD（慢性腎臓病）、糖尿病、高血圧・脂質異常症など】
※平成30年度より保険者努力者支援制度の内容等を踏まえ、対象基準を随時見直し。

方 法 対象者全員に対し、文書・電話・面談等による受診勧奨を行う。また、CKD該当者に対しては、尿蛋白定量検査を案内し、受験者に対しては、検査結果の説明、必要に応じて保健指導を実施する。

○実施状況

(単位：人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	431	1,127	937	942	752

※令和4年度より事業拡大（eGFR45未満）。

令和6年度より事業拡大（空腹時血糖200mg/dl未満かつHbA1c7.0～7.9%）

②治療中断者対策

対 象 生活習慣病治療者のうちレセプト状況等から治療中断が疑われる方

方 法 文書または保健師等の電話による医療受診勧奨を行う。

○実施状況

(単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	118	99	105	549	49
件 数	118	99	105	549	49

※令和2年度より糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、糖尿病治療中断者への受診勧奨を開始。令和5年度より委託実施。令和6年度より事業拡大（40～74歳）

6. 健康増進事業

事業名 健康増進事業（担当課 保健所 健康推進課、地域保健課）

事業開始年度	昭和58年度		
8年度予算	447,925千円	前年度決算	438,507千円
補助率	国1/2、県2/3	根拠法令等	健康増進法

目 的 疾病予防等の保健事業を総合的に実施し市民の健康の保持増進を図る。

事業内容

(1) 健康手帳「私の健康手帳」の交付（健康増進法第17条第1項）

目 的 健康手帳に、健康診査の記録やその他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てる。

対 象 40歳以上の方

交付数 平成28年度：6,245件

※平成29年度から交付廃止

(厚生労働省「スマート・ライフ・プロジェクト」ホームページよりダウンロード)

(2) 健康教育（健康増進法第17条第1項）

目 的 生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、市民一人ひとりの健康の保持増進への取組を促す。

実施状況 集団方式と個別方式による健康教育を実施。

○令和7年度健康教育の実績

(単位：回・人)

事業名	事業概要	回	人数
健診（検診）啓発	各種健診（検診）の重要性を伝え、受診を促進する。	193	4,027
総合健康教育	地域や団体からの依頼に基づき講話を行う。	161	3,193
お腹まわり スッキリ相談	生活習慣病予防健診において生活習慣病発症の危険性が高く、生活習慣の改善による病気の予防効果が期待できる方を対象にした個別指導	—	29
合計			7,249

①健診（検診）啓発

目 的 健診（検診）制度の説明、メタボリックシンドロームの正しい知識普及・予防教育により
健診（検診）受診勧奨を行う。

内 容 チラシ配布、健診（検診）制度説明

対 象 久留米市民

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
回 数	45	68	76	210	193
参加者数	608	1,047	1,857	4,923	4,027

②総合健康教育

目 的 生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図るため、市内の団体やグループ等からの依頼により健康教育を実施。

内 容 保健師等による健康教育

対 象 久留米市民及び市内の事業所等

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
回 数	71	86	89	177	161
参加者数	1,300	1,455	2,062	3,727	3,193

③お腹まわりスッキリ相談

目 的 生活習慣病予防健康診査の結果に基づき、自分自身の生活習慣を振り返り、生活習慣病の改善を支援する。

内 容 個別保健指導、電話相談

対 象 35歳-39歳及び40歳-74歳の各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない方で、生活習慣病予防健康診査の結果により、生活習慣病発症の危険性が高く、生活習慣の改善による病気の予防効果が期待できる方。

(単位：人・回)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者	90	136	136	111	107
面接実施	8	5	21	9	29

※令和3年度は35歳-39歳の対象者のみ実施

(3) 健康相談（健康増進法第17条第1項）

目 的 心身の健康について個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。

実施状況 電話、窓口、各種健康教室の際、個別の相談に応じている。

○令和7年度健康教育の実績

(単位：回・人)

事業名	事業概要	回	人数
まちかど栄養・糖尿病予防健康相談	生活習慣病の予防対策の強化と幅広い層の市民への啓発を図る。	15	729
総合健康相談	地域における健康に関する総合的な相談	76	2,060
窓口相談			313
合 計			3,102

①まちかど栄養・糖尿病予防健康相談

目 的 糖尿病の正しい知識普及と予防意識の向上を図る。
 内 容 糖尿病療養指導士による血圧・血糖測定と健康相談
 実施状況 15回実施、729人参加

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
回 数	—	4	10	10	15
参加者数	—	218	532	616	729

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止

②総合健康相談

目 的 地域住民のライフステージに応じたきめ細やかな保健サービスを提供するため、地域で健康に関する総合的な相談会を実施し、各地域の特性状況・健康課題を明らかにするなど、地域における保健活動の展開のための基礎的活動とする。
 内 容 乳幼児から高齢者まですべてのライフステージにおける健康相談に応じる。

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
回 数	38	59	39	75	76
参加者数	494	776	1,362	2,492	2,060

(4) 健康診査・がん検診

目 的 糖尿病等生活習慣病の有病者・予備群の減少という観点から、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念に着目した健診を実施するとともに、その結果に基づいて保健指導を行うことで、生活習慣の改善を図る。また、がん疾患等を早期に発見し適切な治療へ結びつける。

○健康診査の概要(令和7年度)

実施期間 6月1日～11月30日

※胃がん検診（胃内視鏡検査）及び歯周病検診は令和8年3月31日まで

種 別	対 象	個人負担金	実施方法及び検診内容	広 報
① 生活習慣病予防健康診査	35歳～39歳及び40歳以上で各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない方	医療機関：500円 集団検診：500円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・基本項目 問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査 ・詳細項目（医師が必要と認めた場合） 心電図検査、眼底検査、貧血検査	・受診啓発のための冊子を各世帯に配布 ・ホームページに掲載 ・チラシをイベント等で配布
② 胃がん検診（胃部X線検査）	50歳以上偶数年齢	集団検診：600円	・集団検診 ・問診・胃部X線検査（バリウム） ・読影	
胃がん検診（胃内視鏡検査）		医療機関：2,000円	・医療機関による個別検診 ・問診・胃内視鏡検査（胃カメラ） ・読影	
③ 胃がんリスク検査	41歳・46歳	医療機関：500円	・医療機関による個別検診 ・問診・血液検査 (ヘリコバクターピロリ菌抗体・ペプシノゲン検査)	
④ 子宮頸がん検診	20歳以上（偶数年齢の女性のみ）＋無料クーポン券対象者(21歳)	医療機関：900円 集団検診：400円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・問診、視診、内診、子宮頸部細胞診	
⑤ 乳がん検診（マンモグラフィ検査）	40歳以上（偶数年齢の女性のみ）＋無料クーポン券対象者(41歳)	医療機関 マンモ1方向：700円 マンモ2方向：1,000円 集団検診 マンモ1方向：400円 マンモ2方向：700円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・問診 ・マンモグラフィ検査：乳房X線撮影 ※40歳代は2方向、50歳代以上は1方向 ※平成29年度よりマンモグラフィ検査のみ	
⑥ 肺がん・結核検診	40歳以上	医療機関：500円 集団検診：500円	・医療機関による個別検診 ・問診、X線直接撮影（直接） ・読影	
⑦ 大腸がん検診	40歳以上＋無料クーポン券対象者(41歳)	医療機関：700円 集団検診：500円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・問診、便潜血検査	
⑧ 前立腺がん検診	50歳以上（男性のみ）	医療機関：400円	・医療機関による個別検診 ・問診、血液検査（PSA検査）	
⑨ 骨粗しょう症検診	25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳（女性のみ）	医療機関 DEXA腰椎検査：800円 その他の検査：500円 集団検診 DEXAとう骨検査：300円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・問診、骨量測定	
⑩ 歯周病検診	20・30・40・50・60・70歳	医療機関：500円	・医療機関による個別検診 ・問診、歯周ポケット測定後CPI判定	

①生活習慣病予防健康診査（健康増進法第19条の2）

久留米市独自の取り組みとして35歳～39歳の市民の方及び40歳以上の方で各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない方を対象に、特定健康診査に準じた内容で、生活習慣病予防健康診査を実施している。

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
受診者数（人）	1,310	1,130	1,105	843	1,011
対象者数（人）	22,835	22,159	20,663	19,971	19,170
受診率（％）	5.7	5.1	5.3	4.2	5.3

○年齢階級別受診者数（令和7年度）

年齢	35～39歳	40～74歳	75歳以上
受診者数（人）	699	195	117

○検査結果内訳 ※単位：人（ ）内の数値は受診者に占める割合（％）

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
受診者		1,310	1,130	1,105	843	1,011
メタボリック シンドローム 判定状況	非該当	1,064	915	614	614	805
	予備群	103	96	90	90	104
		(7.9)	(8.5)	(10.7)	(10.7)	(10.3)
	該当者	143	119	138	138	102
		(10.9)	(10.5)	(16.4)	(16.4)	(10.1)
保健指導の 内容 ※75歳以上は 全て情報提供	情報提供	1,154	990	605	605	789
		(88.1)	(87.6)	(71.8)	(71.8)	(88.4)
	動機付け 支援	82	75	65	65	62
		(6.3)	(6.6)	(7.7)	(7.7)	(6.9)
	積極的支援	74	65	48	48	42
		(5.6)	(5.8)	(5.7)	(5.7)	(4.7)

②胃がん検診（健康増進法第19条の2）

50歳以上偶数年齢の方を対象に、胃部エックス線検査（バリウム）と胃内視鏡検査（胃カメラ）との選択性としている。

○胃部エックス線検査受診状況

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）		71,145	71,829	72,341	73,018	73,298
受診者数（人）		998	1,071	909	930	851
受診率（％）		1.4	1.5	1.3	1.3	1.2%
要精検者数（人）		58	79	60	51	40
要精検率（％）		5.8	7.4	6.6	5.5	4.7
精検受診率（％）		82.8	88.6	85.0	86.3	60.0
(人) 精検結果	異常なし	2	3	5	4	1
	がん以外の疾患	43	66	42	38	23
	がん疑い	0	0	3	1	0
	がん	3	1	1	1	0

※令和7年度は令和8年7月10日現在

○胃内視鏡検査受診状況

区分 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）		71,145	71,829	72,341	73,018	73,298
受診者数（人）		2,235	2,308	2,615	2,692	2,849
受診率（％）		3.1	3.2	3.6	3.7	3.9
要精検者数（人）		145	164	208	205	205
要精検率（％）		6.5	7.1	8.0	7.6	7.2
精検受診率（％）		95.2	98.8	98.1	99.5	100
(人) 精検結果	異常なし	6	2	2	7	1
	がん以外の疾患	125	191	191	186	191
	がん疑い	0	0	0	0	8
	がん	7	11	11	11	5

※令和7年度は令和8年7月10日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における50歳以上の偶数年齢の数（上限なし）/該当年度受診者数×100

③胃がんリスク検査

41歳・46歳の方を対象に実施している。

※46歳については、過去に市の胃がんリスク検査を受診したことがない方が対象となる。

区分 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）		7,246	7,362	7,313	7,342	7,127
受診者数（人）		944	726	637	599	623
受診率（％）		13.0	9.9	8.7	8.2	8.7
要精検者数（人）		204	118	139	106	104
要精検率（％）		21.6	16.3	21.8	17.7	16.7
精検受診率（％）		73.5	70.3	74.8	77.4	100
(人) 精検結果	異常なし	11	10	10	10	10
	がん以外の疾患	71	94	94	72	94
	がん疑い	0	0	0	0	0
	がん	1	0	0	0	0

※令和7年度は令和8年7月10日現在

※受診率＝該当年度受診券発送者数/該当年度受診者数×100

④子宮頸がん検診（健康増進法第19条の2）

20歳以上の偶数年齢の女性を対象に実施している。平成21年度からは、女性特有のがん検診受診促進、がんの早期発見及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）		131,298	67,674	67,217	67,446	67,078
受診者数（人）		15,216	9,575	9,531	9,191	9,665
受診率（％）		11.6	14.1	14.2	13.6	14.4
要精検者数（人）		334	228	284	251	261
要精検率（％）		2.2	2.4	2.3	2.7	2.7
精検受診率（％）		93.1	89.9	91.2	94.0	77.0
(人) 精検結果	異常なし	82	49	54	50	58
	がん以外の疾患	223	155	202	180	108
	がん疑い	0	1	1	4	31
	がん	4	0	2	2	4

※令和7年度は令和8年7月10日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における20歳以上の女性の偶数年齢の数（上限なし）＋該当年度無料クーポン券発行者/該当年度受診者数×100

※対象者について、令和3年度までは20歳以上の方としていた

○クーポン券使用者数 ※クーポン券対象者21歳

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）		1,483	1,471	1,459	1,479	1,540
受診者数（人）		162	129	129	130	81
受診率（％）		10.9	8.8	8.8	8.8	5.3

※受診率＝該当年度無料クーポン券発行者数/該当年度無料クーポン券利用者数×100

⑤乳がん検診（マンモグラフィ検査）（健康増進法第19条の2）

40歳以上の偶数年齢を対象としたマンモグラフィ検査を実施している。平成21年度からは、女性特有のがん検診受診促進、がんの早期発見及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）		51,987	52,092	52,044	52,294	52,136
受診者数（人）		6,321	6,637	6,762	5,338	7,235
受診率（％）		12.2	12.7	13.0	10.2	13.9
要精検者数（人）		543	478	461	342	526
要精検率（％）		8.6	7.2	6.8	6.4	7.3
精検受診率（％）		96.5	96.0	95.0	93.6	85.2
(人) 精検結果	異常なし	111	187	120	95	124
	がん以外の疾患	264	367	294	206	296
	がん疑い	1	1	2	4	4
	がん	25	27	22	15	24

※令和7年度は令和8年7月10日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における40歳以上の女性の偶数年齢の数（上限なし）＋該当年度無料クーポン券発行者/該当年度受診者数×100

○クーポン券使用者数 ※クーポン券対象者41歳

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）	1,969	1,930	1,865	1,919	1,883
受診者数（人）	498	437	507	426	406
受診率（％）	25.3	22.6	27.2	22.2	21.6

※受診率＝該当年度無料クーポン券発送者数/該当年度無料クーポン券利用者数×100

- ⑥肺がん・結核検診（健康増進法第19条の2、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
40歳以上の方を対象に実施している。※令和2年度から結核検診と統合し現名称に変更。

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）	182,435	182,608	182,985	183,231	183,470
受診者数（人）	17,326	23,001	22,913	23,672	23,458
受診率（％）	9.5	12.6	12.5	12.9	12.8
要精検者数（人）	420	444	478	473	494
要精検率（％）	1.9	1.9	2.1	2.0	2.1
精検受診率（％）	92.5	91.2	92.0	93.0	87.7
精検結果 （人）	異常なし	142	126	140	147
	がん・結核以外の疾患	224	223	249	227
	がん疑い	7	12	8	52
	がん	19	23	30	7
	結核	0	0	0	0
	潜在性結核感染症	0	0	0	0

※令和7年度は令和8年7月10日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における40歳以上の数
（上限なし）/該当年度受診者数×100

- ⑦大腸がん検診（健康増進法第19条の2）

40歳以上の方を対象に実施している。平成23年度から、がん検診受診促進、がんの早期発見、及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）	182,435	182,608	182,985	183,231	183,470
受診者数（人）	17,326	17,350	17,604	17,746	17,558
受診率（％）	9.5	9.5	9.6	9.7	9.6
要精検者数（人）	1,135	1,051	1,142	1,175	1,146
要精検率（％）	6.6	6.1	6.5	6.6	6.5
精検受診率（％）	80.0	79.8	82.5	81.6	71.4
精検結果 （人）	異常なし	208	141	168	140
	がん以外の疾患	637	650	716	630
	がん疑い	0	0	2	11
	がん	53	48	56	37

※令和7年度は令和8年7月10日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における40歳以上の数

(上限なし) / 該当年度受診者数×100

○クーポン券使用者数 ※クーポン券対象者41歳

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数 (人)	3,801	3,815	3,715	3,800	3,702
受診者数 (人)	592	473	484	471	452
受診率 (%)	15.6	12.4	13.0	12.4	12.2

※受診率＝該当年度無料クーポン発送者数/該当年度無料クーポン利用者数×100

⑧前立腺がん検診（健康増進法第19条の2）

50歳以上の男性を対象として実施している。

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）		62, 384	62, 913	63, 524	64, 092	64, 534
受診者数（人）		5, 953	6, 326	6, 114	6, 137	6, 044
受診率（％）		9. 5	10. 1	9. 7	9. 6	9. 4
要精検者数（人）		389	435	405	443	407
要精検率（％）		6. 5	6. 9	6. 6	7. 2	6. 7
精検受診率（％）		66. 8	61. 8	60. 0	57. 8	66. 8
（人） 精検結果	異常なし	66	58	66	72	60
	がん以外の疾患	140	148	119	112	165
	がん疑い	0	0	0	4	4
	がん	63	63	58	67	43

※令和7年度は令和8年7月10日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における50歳以上の男性の数
(上限なし) / 該当年度受診者数×100

⑨骨粗しょう症検診（健康増進法第19条の2）

令和6年4月1日までに、25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳となる女性を対象に実施している。

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数 (人)	18,755	18,659	18,775	18,669	18,297
受診者数 (人)	1,543	1,752	1,653	1,614	1,750
受診率 (%)	8.2	9.4	8.9	8.6	9.6
要指導者数 (人)	595	640	598	596	625
要指導率 (%)	38.6	36.5	36.2	36.9	35.7
要精密者数 (人)	376	402	393	372	348
要精検率 (%)	24.4	22.9	23.8	23.0	19.9
精検受診率 (%)	69.9	62.4	65.1	70.2	56.6

※令和7年度は令和8年7月10日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における対象年齢の女性の数
/ 該当年度受診者数×100

⑪歯周病検診（健康増進法第19条の2）

令和8年4月1日までに、20・30・40・50・60・70歳となる方を対象として実施している。

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）	16,125	15,602	15,714	21,762	20,841
受診者数（人）	783	713	855	707	605
受診率（％）	4.9	4.6	5.4	3.2	2.9
要指導者数（人）	55	46	55	55	41
要指導率（％）	7.0	6.5	6.4	7.8	6.8
要精検・要治療者数（人）	621	525	624	484	437
要精検・要治療率（％）	79.3	73.6	73.0	68.5	72.2

※R6年度より8020歯っぴー検診から歯周病検診に名称変更し、対象に20・30歳を追加

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における対象年齢の数（R6までは勧奨通知発送数）／該当年度受診者数×100

7. 栄養指導事業

事業名 栄養指導事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市移譲事務)		
8 年度予算	172 千円	前年度決算	81 千円
補 助 率	—	根拠法令等	健康増進法

目 的 市民の栄養状態の改善に資するため、生活習慣病等に関する食事の相談へ対応し、さまざまな対象者に対する食事についての指導及び支援を実施している。

また、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設に対して適切な栄養管理が行われるよう指導助言を行うとともに、関係職員の資質向上のための研修を行う。

事業内容

(1) 栄養相談事業

専門的な栄養相談と栄養情報提供のため、電話・来所等による栄養相談窓口を設けている。

(単位：件)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
来所相談	10	3	7	3	8
電話相談	73	40	40	41	25

(2) 特定給食施設等指導

給食の栄養管理や給食担当者への研修等を行い、必要な助言及び指導を実施している。

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R3		R4		R5		R6		R7	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
巡回指導	13		85		83		75		78	
関係職員研修	2	57	2	125	2	107	2	117	2	110
給食施設個別指導	84		37		47		29		11	

(3) 栄養表示に関する指導・普及

販売に供する食品に栄養表示等の表示をする方に対して適切な表示がなされるよう、また、誇大表示をしないよう相談対応や指導助言を実施している。

(単位：件)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
相談・指導 件数	154	213	204	71	112

(4) 調理師免許申請の受付

(単位：人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
登 録	68	80	77	64	90
書 換	20	16	13	26	20
再 交 付	12	8	11	12	12

8. 健康増進対策事業

事業名 健康増進対策事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 21 年度 (中核市移譲事務)		
8 年度予算	727 千円	前年度決算	658 千円
補 助 率	国 1/2	根拠法令等	健康増進法

目 的 市民の健康の増進を図るため、関係団体・関係機関及び企業等との連携を密にして、地域の食生活に関する環境整備を行う。また、学校教育等と連携し、未成年への喫煙防止や禁煙週間における普及啓発の推進を図る。

事業内容

- (1) くるめ健康づくり応援店事業 (※平成26年12月までは「外食栄養成分表示店推進事業」の名称で実施)
飲食店や食料品販売店等において、健康情報の提供や栄養成分表示、ヘルシーメニュー、朝食の提供、受動喫煙防止協力など、市民の健康づくりを支えるため食環境の整備を行っている。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
登録店数 (年度当初)	167	165	164	163	166

- (2) たばこ対策事業

①たばこと健康教室

未成年者への喫煙防止、禁煙支援、公共の場や職場等での禁煙・分煙の環境づくりを推進するため、学校・事業所等に出前講座を行っている。

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
回数	0	2	2	1	5
参加者数	0	80	98	13	112

②禁煙週間等における啓発事業

ポスター・パネル展示、たばこと健康に関する掲示物による禁煙週間であることの啓発、禁煙希望者に対する保健指導を実施している。

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
啓発会場数	1	1	1	3	3

9. 小児慢性特定疾病医療給付事業

事業名 小児慢性特定疾病医療給付事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市移譲事務）		
8 年度予算	77,735千円（手数料は含まない）	前年度決算	70,450千円（手数料は含まない）
補 助 率	国 1/2	根拠法令等	児童福祉法

目 的 慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療の給付等の事業を行う。

事業内容 慢性疾病により長期の療養を要する児童に対する医療の給付（現物給付）を行う。健康保険による医療の給付が優先するため、本事業による給付は保険適用後の自己負担分が対象となり、保護者の所得に応じて一部自己負担金がある（保護者が医療機関窓口で支払）。また、平成27年7月1日に改正児童福祉法が施行され、令和8年7月時点で16疾患群、801疾病が医療費助成の対象である。

医療費助成の推移

(単位：人・円)

区分 度		年	R3	R4	R5	R6	R7
悪性新生物	受給者数		39	43	42	36	37
	医療費		24,763,114	10,713,696	8,985,860	6,623,161	4,598,757
	食事療養費		642,260	503,535	347,905	277,215	231,360
慢性腎疾患	受給者数		6	9	8	6	9
	医療費		1,751,899	1,557,235	1,620,010	1,883,002	1,519,773
	食事療養費		39,210	14,040	23,120	31,020	44,060
慢性呼吸器疾患	受給者数		6	5	6	7	9
	医療費		4,612,434	4,465,726	4,297,365	4,780,620	5,209,578
	食事療養費		3,380	7,150	7,800	7,105	45,895
慢性心疾患	受給者数		22	24	21	23	24
	医療費		7,023,107	8,703,691	6,197,425	5,646,277	7,682,740
	食事療養費		37,945	123,890	31,750	114,270	169,980
内分泌疾患	受給者数		54	45	47	44	45
	医療費		10,697,412	7,543,563	6,043,146	5,766,352	5,446,776
	食事療養費		27,350	18,500	8,450	16,260	18,350
膠原病	受給者数		5	8	10	7	5
	医療費		2,107,352	1,495,970	2,143,299	3,038,982	1,501,810
	食事療養費		0	0	0	6,270	1,500
糖尿病	受給者数		28	28	27	23	23
	医療費		2,879,592	2,889,324	3,519,610	2,900,546	3,581,186
	食事療養費		9,620	13,130	33,800	6,635	36,610
先天性代謝異常	受給者数		6	3	5	4	6
	医療費		2,017,874	2,403,380	2,261,126	2,341,636	5,135,016
	食事療養費		0	520	3,900	9,070	10,230
血液疾患	受給者数		13	9	9	11	10
	医療費		3,620,349	1,379,276	2,182,029	2,575,424	3,477,364
	食事療養費		17,940	1,170	0	3,360	6,410
免疫疾患	受給者数		2	4	4	4	3
	医療費		216,921	169,319	1,204,194	1,096,205	221,960
	食事療養費		8,060	0	80,600	57,710	12,880
神経・筋疾患	受給者数		30	32	33	36	32
	医療費		9,851,635	12,838,021	18,710,131	17,854,509	16,773,062
	食事療養費		102,050	53,100	66,900	82,730	75,640
慢性消化器疾患	受給者数		20	25	26	29	34
	医療費		6,497,790	6,961,998	7,188,863	7,085,431	9,431,517
	食事療養費		112,840	87,880	49,660	63,580	40,130
染色体又は遺伝子に変 化を伴う症候群	受給者数		3	2	3	6	5
	医療費		1,621,681	731,090	744,618	1,161,217	1,544,246
	食事療養費		0	0	3,380	4,840	9,900
皮膚疾患	受給者数		0	0	1	1	1
	医療費		0	0	59,788	3,946	0
	食事療養費		0	0	5,250	0	0
骨系統疾患	受給者数		6	12	7	8	6
	医療費		6,478,902	5,611,845	5,893,568	5,230,509	3,619,558
	食事療養費		1,430	780	780	0	0
脈管系疾患	受給者数		1	0	1	1	1
	医療費		57,818	0	0	699	2,759
	食事療養費		1,170	0	0	0	910
計	受給者数		241	249	250	246	250
	医療費		84,197,880	67,464,134	71,051,032	67,988,516	69,746,102
	食事療養費		1,003,255	823,695	663,295	680,065	703,855

10. 小児慢性特定疾病児童等自立支援（ピアカウンセリング）事業

事業名 小児慢性特定疾病児童等自立支援（ピアカウンセリング）事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市移譲事務）		
8 年度予算	197千円	前年度決算	160千円
補 助 率	国1/2	根拠法令等	児童福祉法

目 的 小児慢性特定疾病児を養育している保護者等は、不安や悩みを抱えていることが多いため、同様の疾病を持つ子の養育者や小児医療に携わる医師、看護師等による助言・相談を行うことにより、保護者等の不安解消や児童の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

事業内容 小児慢性特定疾病児を療育する保護者に対する相談会や、患者家族相互のカウンセリングを目的とした交流会を実施する。また、平成27年 1 月 1 日に改正児童福祉法が施行され、小児慢性特定疾病児童等の自立を支援する事業が法律に位置づけられ、相談支援、小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置が必須事業となった。

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R3		R4		R5		R6		R7	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
①小児糖尿病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②小児がん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③ターナー症候群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
④腎疾患	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤潰瘍性大腸炎・クローン病	—	—	—	—	1	1	1	2	—	—
⑥心疾患	—	—	—	—	—	—	—	—	1	10
⑦全疾病	1	0	1	3	1	1	1	1	1	2

※令和 3 年度は福岡県内合同でオンライン交流会を実施したが、久留米市からの参加者は 0 名であった。令和 4 年度は対面で行った。
※令和 5、6 年度は、久留米市主催は開催なし。福岡県内合同オンライン交流会、筑後ブロックでの開催。

11. 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業

事業名 小児慢性特定疾病児童等事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 29 年度（中核市移譲事務）		
8 年度予算	343千円	前年度決算	0千円
補 助 率	国1/2	根拠法令等	児童福祉法

目 的 在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できる体制を整備することで、患児と家族等の介護者が安心して地域で療養生活を継続できるよう支援を行い、小児在宅医療の推進を図る。

事業内容 小児慢性特定疾病児童医療受給者証を持ち、人工呼吸器等装着者または重症患者で気管切開や常時喀痰吸引等の状態にある者を、14日間を限度として市と委託契約を締結している医療機関等で一時的に預かり、必要な療養上の管理等を行う。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
登録者数	2	3	2	2	2
利用者数	0	0	0	0	0

12. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

事業名 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	689千円	前年度決算	624千円
補 助 率	国1/2	根拠法令等	市要綱

目 的 在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を支援する用具を給付することにより、在宅における生活の向上を図ることを目的とする。

事業内容 在宅の小児慢性特定疾病児童に対して、車いすや便器等、日常生活における利便性の向上を図るための用具を給付する。給付にあたっては在宅の小児慢性特定疾病児童の属する世帯の所得税額等に応じた利用者負担がある。

○実施状況

（単位：件・円）

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
便器	0	0	0	0	0
特殊マット	0	0	0	0	0
特殊便器	0	0	0	0	0
特殊寝台	0	0	0	0	0
歩行支援用具	0	0	0	0	0
入浴補助用具	0	0	0	0	1
特殊尿器	0	0	0	0	0
体位変換器	0	0	0	0	0
車椅子	0	0	0	0	0
頭部保護帽	0	0	0	0	0
電気式たん吸引器	0	0	1	1	0
クールベスト	0	0	0	0	0
紫外線カットクリーム	0	0	0	0	0
ネブライザー（吸入器）	0	0	1	0	0
パルスオキシメーター	0	0	0	0	1
ストーマ装具（消化器系）	0	0	0	1	3
ストーマ装具（尿路系）	0	0	0	0	0
人工鼻	1	2	3	2	2
給付件数（件）	1	2	5	4	7
公費負担額（円）	70, 825	208, 425	339, 060	330, 645	624, 260

13. 若年者の在宅ターミナルケア支援事業

事業名 若年者の在宅ターミナルケア支援事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	令和元年度		
8年度予算	648千円	前年度決算	387千円
補助率	県1/2	根拠法令等	県要綱・市要綱

目的 末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

事業内容 介護保険適用年齢に至らない、若年末期がん患者の在宅療養に必要な介護サービスの利用に係る費用の一部を補助する。

○実施状況

(単位：件・円)

区分 \ 年度	R4	R5	R6	R7
訪問介護	0	0	1	1
訪問入浴介護	1	0	0	0
車いす（付属品含む）【貸与】	1	1	1	0
床ずれ防止用具【貸与】	0	1	1	0
てすり（工事を伴わないもの）【貸与】	0	0	0	0
歩行器【貸与】	0	0	0	0
移動用リフト（つり具の部分を除く。）【貸与】	0	0	0	0
自動排泄処理装置（レシーバー、チューブ、タンク等を除く）【貸与】	0	0	0	0
特殊寝台（付属品含む）【貸与】	2	2	2	0
体位変換器（起き上がり補助装置を含む）【貸与】	0	0	0	0
スロープ（工事を伴わないもの）【貸与】	0	0	0	0
歩行補助つえ【貸与】	0	0	0	0
認知症老人徘徊感知機器	0	0	0	0
腰掛便座【購入】	0	1	0	0
入浴補助用具【購入】	1	0	0	0
自動排泄処理装置の交換可能部品【購入】	0	0	0	0
簡易浴槽【購入】	0	0	0	0
移動用リフトのつり具の部分【購入】	0	0	0	0
給付品目件数（件）	5	5	5	1
公費負担額(円)	165,804	82,782	169,389	386,820

14. 骨髄等移植ドナー助成事業

事業名 骨髄等移植ドナー助成事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	令和４年度		
８年度予算	200千円	前年度決算	0千円
補助率	県1/2	根拠法令等	県要綱・市要綱

目的 日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血管細胞提供あっせん事業において骨髄及び造血幹細胞の提供を行った者に対し、骨髄等移植ドナー助成金を交付することにより、骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

事業内容 骨髄等の提供のための通院、入院及び面談（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に２万円を乗じた額を助成する。令和４年度は年休取得時は助成不可・上限７日であったが、令和５年度より事業内容を拡充し、年休取得時も助成可・上限10日とした。

○実施状況 (単位：件・円)

年度	R4	R5	R6	R7
給付件数（件）	0	0	1	0
公費負担額（円）	0	0	200,000	0

S

15. アピアランスケア推進事業

事業名 アピアランスケア推進事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	令和5年度		
8年度予算	1,900千円	前年度決算	1,225千円
補助率	県1/2	根拠法令等	県要綱・市要綱

目的 がん患者及びがん経験者の、がん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

事業内容 医療用ウィッグ等や補整具等の購入に要する費用の一部をそれぞれ1回に限り助成する。

助成対象者 申請時点で久留米市民であって、がん治療中の方または経験者の方
世帯の市民税の所得割額の合計が23万5千円未満であること

助成額 医療用ウィッグ等…購入費用の半額または2万円のいずれか低い方
補整具等…購入費用の半額または1万円のいずれか低い方

対象用具 医療用ウィッグ等…医療用ウィッグ（部分用ウィッグ可）、装着用ネット、
毛付き帽子
補整具等…補整パッド、補整下着、専用入浴着、弾性着衣（弾性ストッキング、
弾性スリーブ、弾性グローブ）、エピテーゼ（補整用人工物）

○実施状況 （単位：件・円）

対象用具 \ 年度	R5	R6	R7
医療用ウィッグ	49	79	57
装着用ネット	13	31	21
毛付き帽子	4	6	7
補整パッド	2	7	7
補整下着	5	12	8
専用入浴着	0	0	1
弾性着衣	2	2	0
エピテーゼ	0	0	0
助成件数（件）	75	137	101
助成額（円）	1,010,000	1,654,000	1,225,000

16. 口腔衛生週間の推進事業

事業名 口腔衛生週間の推進事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	昭和 51 年度		
8 年度予算	300千円	前年度決算	300千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 「歯の衛生週間」において、久留米歯科医師会が毎年実施している「歯の健康フェスタ」事業に補助することで、口腔衛生に対する関心を深め、市民全体の歯科衛生の向上につながる。

事業内容 ○「歯の健康フェスタ」（令和 7 年度）

実施主体 久留米歯科医師会

開催日 令和 7 年 6 月 1 日（日）

実施場所 久留米シティプラザ（六角堂広場）

内 容 ポスター展表彰・パンフレット・リーフレット・チラシ配布
口腔がん検診・歯科相談・はみがき指導・フッ素塗布など

参加者 578人

○「高齢者(8020)よい歯の表彰」（令和 7 年度）

実施主体 久留米歯科医師会

開催日 令和 7 年 1 1 月 3 日（月・祝）

実施場所 久留米歯科医師会館2階大ホール

内 容 高齢者(8020)よい歯の表彰

参加者 31人

17. 障害者歯科健診助成事業

事業名 障害者歯科健診助成事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 8 年度		
8 年度予算	300千円	前年度決算	300千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 久留米歯科医師会が実施する、歯のメンテナンスが滞りがちな心身障害者を対象とした訪問歯科健診に対し、事業費の一部を補助することで、歯科健診を受診できる機会を増やし、早期発見、早期治療を促す。

事業内容 ○障害者施設口腔健診事業

実施主体 久留米歯科医師会

健診場所 障害者授産施設（サングリーン・ウェルフェアマリア・栄光園）

内 容 障害者に対する口腔健診・歯科衛生士による保健指導・健診結果説明など

18. 特定疾患治療研究事業及び特定医療費（指定難病）給付事業

事業名 特定疾患治療研究事業及び特定医療費（指定難病）給付事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市に伴う移譲事務）		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	国1/2、県1/2	根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律

目 的 国が定めた特定疾患治療研究事業の対象疾患及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき国が定めた指定難病に罹患している方の医療費の自己負担分を、公費で負担することにより、医療受診を促すことで、当該疾患の研究を推進することを目的としている。

事業内容 特定疾患及び指定難病に罹患している方の医療費の自己負担分を公費で負担（一部自己負担）する。

○実施状況 (単位：人・件)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
特定疾患医療受給者数（3月末現在）	2,473	2,507	2,576	2,697	2,845
新規申請件数	401	419	447	413	457
継続件数	2,250	2,346	2,349	2,528	2,638
返納件数（未納分を含む）	103	145	130	136	133

19. 難病患者地域支援対策推進事業

事業名 難病患者地域支援対策推進事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市に伴う移譲事務）		
8 年度予算	4,525千円	前年度決算	3,453千円
補 助 率	国1/2	根拠法令等	国要綱

（1）在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅重症難病患者のよりよい療養生活の支援をするため、在宅難病患者の支援関係者連絡会において専門医の助言を求め、必要なサービスの提供等の検討など、支援計画と評価を行う。

○実施状況

・久留米大学病院神経内科との事例検討会の開催 3回

（2）訪問相談事業

保健師が家庭訪問等を実施し、在宅重症難病患者・家族の療養支援を行う。

○実施状況 (単位：回・人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
訪問相談実施回数	2	3	10	15	8
訪問相談延人員	2	3	21	26	15

(3) 医療相談事業

指定難病継続申請時医療相談会

難病患者・家族に対して、医療介護の専門関係者による療養上の相談に応じる。

○実施状況

(単位：回・人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
医療相談実施回数	10	10	12	9	30
参加者延人員	455	916	1,118	1,192	2,009

(4) 訪問診療

人工呼吸器を装着している筋萎縮性側索硬化症等重症神経難病患者に対して、適切な支援による在宅療養を継続するために、専門医等による訪問診療を実施する。

○実施状況

(単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
訪問指導（診療）実績	1	1	1	3	3

(5) 難病相談従事者等研修会

難病患者の支援にあたる関係者に対して、専門講師等による必要な知識や情報を提供し、スキルアップを図る。

○実施状況

開催日：令和7年12月18日（木）

内容：講演：①講演：神経難病のリハビリテーションのポイント

②実践：「神経難病のリハビリテーションの実践」

講師：村上華林堂病院 理学療法士 北野 晃祐氏

参加者数：62名

(6) 市民啓発

難病患者に対する理解を深めるため、一般市民に対する啓発事業を行う。

○実施状況

ホームページにて難病について周知、啓発を行う。

20. 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

事業名 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市に伴う移譲事務）		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	国1/2、県1/2	根拠法令等	国要綱、県要綱

目 的 在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患患者について、在宅医療の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的とする。

事業内容 県が、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受ける際、その回数を超えた訪問看護料について公費で負担する。

○実施状況 (単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実利用者数	7	7	5	7	7

21. 肝炎治療特別促進事業

事業名 肝炎治療特別促進事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市に伴う移譲事務）		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	国1/2、県1/2	根拠法令等	国要綱、県要綱

目 的 インターフェロン、インターフェロンフリー（経口薬のみ）及び核酸アナログ製剤による B 型及び C 型肝炎ウイルス除去を目的とした肝炎の早期治療の推進を図る。

事業内容 受給者証の交付申請に基づき、県が審査を行い、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及びアナログ製剤治療に係る医療費の一部を助成する。

○実施状況 (単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
申請者数	294	326	330	311	313
（うちインターフェロン治療）	0	0	0	0	0
（うちアナログ製剤治療）	254	277	255	276	285
（うちインターフェロンフリー治療）	40	49	35	35	28

※アナログ製剤治療は平成22年4月から対象

※インターフェロンフリー治療は平成26年10月から対象

※申請者数には更新者を含む

22. 石綿健康被害救済給付事業

事業名 石綿健康被害救済給付事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市に伴う移譲事務）		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	—

目 的 石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給することにより、石綿被害に対する迅速な救済を図ることを目的とする。

事業内容 独立行政法人環境再生保全機構より委託を受け、石綿健康被害救済給付業務に関し、申請書及び請求書の受付業務及び受付に附随する相談業務等を実施する。

実施状況 ○健康相談 (単位：件)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
電話相談件数	2	3	2	5	2
来所相談件数	0	0	1	2	1

○石綿健康被害救済制度の申請事務 (単位：件)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
認定申請	2	0	1	0	0
医療費	0	0	0	0	0
療養手当	2	0	1	0	1
葬祭料	0	0	0	0	0
特別遺族弔慰金	0	0	0	0	0
特別葬祭料	0	0	0	0	0
救済給付調整金	0	0	0	0	0

23. 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

事業名 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 （担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市に伴う移譲事務）		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	国1/2、県1/2	根拠法令等	国要綱、県要綱

目 的 先天性血液凝固因子障害等の患者の置かれている特別な立場に鑑み、患者の医療負担の軽減を図り、精神的身体的不安を解消することを目的とする。

事業内容 先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症を対象疾患として、その患者の医療保険等の自己負担分を治療研究事業として公費負担する。

実施状況 (単位：人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
申請者数	20	20	18	17	24

24. 久留米市生きがい健康づくり財団助成事業

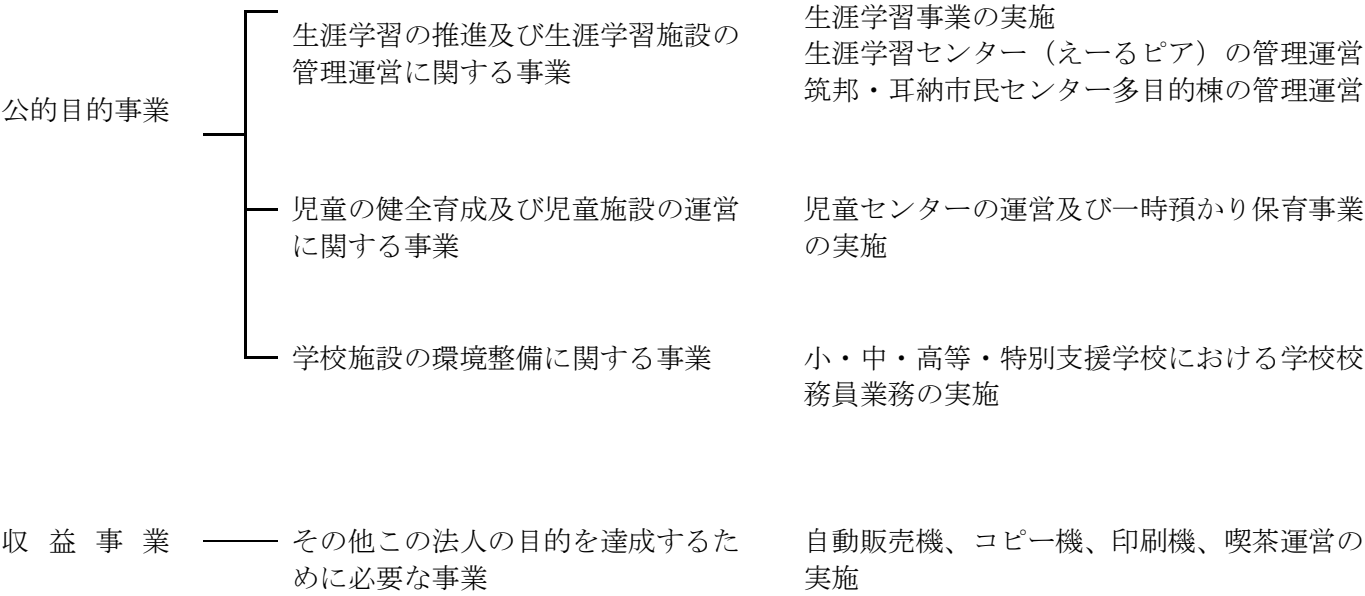
事業名 久留米市生きがい健康づくり財団助成事業 （担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成 23 年度（総務部から事務移管）		
8 年度予算	令和 5 年度より市民文化部へ事務移管	前年度決算	73,519千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 久留米市民に対して、生きがいづくりに関する事業、健康づくりに関する事業、児童の健全育成に関する事業及び地域社会の貢献に関する事業を行うことにより、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりに寄与する。

団体の概要 名 称 公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団
所在地 福岡県久留米市東合川五丁目 8 番 5 号
設立年月日 昭和63年 3 月 29 日
移行登記 平成23年 4 月 1 日
出資団体 久留米市
出資額 15,000千円
出資年度 昭和62年度

事業内容



25. 地域保健センター管理運営事業

事業名 地域保健センター管理運営事業 （担当課 保健所 地域保健課）

事業開始年度	平成 21 年度		
8 年度予算	165,012 千円	前年度決算	151,880千円
補 助 率	—	根拠法令等	久留米市城島保健福祉センター 条例、久留米市北野複合施設条例 等

目 的 市民の健康づくり及び保健の向上に関する施策の推進並びに市民の主体的な健康づくりを支援するために各保健センターを運営している。

（１）城島保健福祉センター（城島げんきかん）

○施設の概要

- ・開 館 平成 21 年 4 月 23 日
- ・場 所 城島町檜津 739 番地 1
- ・延床面積 2,996.39 ㎡
- ・敷地面積 3,872 ㎡
- ・構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建

○主な機能

- ・1 階 歩行プール、トレーニング室等
- ・2 階 健康フロア、会議室、事務室等
- ・3 階 調理実習室、創作室、和室研修室等
- ・その他 駐車場 59 台

○施設利用時間、料金等

- ・利用時間 9 時～21 時（火曜日から土曜日：祝日を除く）
9 時～17 時（日曜日・祝日）
- ・休館日 月曜日（月曜日が休日に当たるときはその翌日）、12 月 29 日～1 月 3 日
- ・料金

歩行プール	210 円/2 時間	・ 65 歳以上半額、障害者等無料 ・ 回数券（2,100 円／11 枚）あり ・ 中学生以下の使用不可
トレーニング室	210 円/2 時間	
マッサージ機	50 円/1 回	・ 中学生以下の使用不可
ヘルストロン	50 円/1 回	
七宝焼き窯	310 円/1 回	
会議室	100 円／1 時間	冷 暖 房 使 用 料
健康フロア（全体）	730 円／1 時間	
健康フロア①及び②	520 円／1 時間	
健康フロア②及び③	410 円／1 時間	
健康フロア①	310 円／1 時間	
健康フロア②	210 円／1 時間	
健康フロア③	210 円／1 時間	
調理実習室	520 円／1 時間	
和室研修室①及び②	410 円／1 時間	
和室研修室①	210 円／1 時間	
和室研修室②	210 円／1 時間	
和室研修室③	210 円／1 時間	
創作室（全体）	410 円／1 時間	
創作室①	210 円／1 時間	
創作室②	210 円／1 時間	
交流サロン	100 円／1 時間	

○利用者数

(単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
歩行プール	10,184	13,519	17,630	14,470	21,501
トレーニング室	6,197	9,000	10,881	10,625	12,843
リラックス室	3,453	5,488	6,373	5,033	7,052
和室研修室等	41,111	33,447	32,457	29,144	35,706
合計	61,065	61,454	67,341	59,272	77,102

(2) 北野保健センター（コスモすまいる北野）

○施設の概要

- ・開館 平成22年4月27日
- ・敷地面積 10,918.23 m²
- ・場所 北野町中 3253 番地
- ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ・延床面積 3,889.09 m²

○主な機能

- ・保健センター ウォーキングプール、トレーニングルーム、多目的室、研修室、調理実習室
会議室、北野交流広場 駐車場 100 台
- ・併設施設 北野図書館、久留米北地域包括支援センター

○施設利用時間、料金等

- ・利用時間 9時～21時（火曜日から土曜日：祝日を除く）
10時～18時（日曜日・祝日）
- ・休館日 月曜日、12月29日～1月3日
- ・料金

トレーニングルーム	210 円/2 時間		冷暖房使用料	・ 65 歳以上半額、障害者等無料 ・ 回数券（2,100 円／11 枚）あり ・ 中学生以下の使用不可
ウォーキングプール	210 円/2 時間			
研修室	210 円/1 時間			
調理実習室	310 円/1 時間			210 円/1 時間
会議室	310 円/1 時間			310 円/1 時間
多目的ルーム	半面	210 円/1 時間		210 円/1 時間
	全面	410 円/1 時間		410 円/1 時間

○利用者数

(単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
ウォーキングプール	12,460	17,483	20,352	21,428	23,345
トレーニングルーム	15,721	28,526	35,174	37,753	39,799
研修室等	32,061	44,292	48,806	48,903	44,671
合計	60,242	90,301	104,332	108,084	107,815

(3) 田主丸保健センター

○施設の概要

- ・開 館 平成 25 年 1 月 4 日
- ・場 所 田主丸町田主丸 459 番地 11
- ・延床面積 506.55 m²
- ・敷地面積 9,938.2 m²
- ・構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建

○主な機能

- ・保健センター 多目的室、調理実習室、研修室、駐車場 139 台（総合支所と併用）
- ・併設施設 田主丸総合支所、久留米東第 2 地域包括支援センター、多目的運動室、田主丸校区コミュニティセンター

○施設利用時間、料金等

- ・利用時間 9 時～22 時（月曜日から日曜日）
- ・休館日 12 月 29 日～1 月 3 日
- ・料金

多目的室	半面	210 円/1 時間	冷暖房使用料	210 円/1 時間
	全面	410 円/1 時間		410 円/1 時間
調理実習室		410 円/1 時間		310 円/1 時間
研修室		210 円/1 時間		210 円/1 時間

○利用者数

(単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
多目的室等	9,809	15,126	13,238	20,246	22,620

(4) 南部保健センター

○施設の概要

- ・開 館 平成 25 年 4 月 22 日
- ・場 所 上津 1 丁目 13 番 22 号
- ・延床面積 575.87 m²
- ・敷地面積 1,418.29 m²
- ・構 造 鉄筋コンクリート造平屋建

○主な機能

- ・保健センター 多目的室、調理実習室、
駐車場 15 台（うち、軽自動車用 3 台、身体障害者用 2 台）
- ・併設施設 久留米南地域包括支援センター

○施設利用時間、料金等

- ・利用時間 9 時～21 時（月曜日から土曜日：祝日を除く）
9 時～17 時（日曜日・祝日）
- ・休館日 12 月 29 日～1 月 3 日
- ・料金

多目的室	半面	210 円/1 時間	冷暖房使用料	210 円/1 時間
	全面	310 円/1 時間		310 円/1 時間
調理実習室		310 円/1 時間		210 円/1 時間

○利用者数

(単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
多目的室等	8,004	13,119	14,721	15,203	14,936

(5) 三潯保健センター

○施設の概要

- ・開館 昭和 60 年 4 月 1 日
- ・延床面積 559.59 m²
- ・場所 三潯町玉満 2779 番地 1
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

○主な機能

- ・保健センター 栄養指導室、機能訓練室、診察室、運動指導室、健康増進室、
駐車場（総合支所と併用）

○施設利用時間

- ・利用時間 8 時 30 分～17 時
- ・休館日 土曜日・日曜日・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

○利用者数

(単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
多目的室等	18,206	8,521	11,740	12,545	11,255

26. CKD（慢性腎臓病）啓発事業

事業名 CKD（慢性腎臓病）啓発事業（担当課 保健所 地域保健課）

事業開始年度	平成 30 年度		
8 年度予算	2,448 千円	前年度決算	1,024千円
補 助 率	—	根拠法令等	—

目 的 市民が慢性腎臓病（CKD）の疾病概念及び予防方法を理解し、予防行動をとることができるよう啓発する。

事業内容

（1）普及啓発事業

市民が多く参加することが見込まれる場所やイベントで、血圧測定・尿検査紙の配布等を行い、CKDへの理解や予防方法等について、周知を図る。

○実績

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実施回数	1回	1回	6回	4回	4回
参加者数	79人	87人	520人	342人	233人
知識習得者数	57人	65人	438人	289人	187人

（2）CKD健康教育

各小学校校区における、小集団の集まりや校区イベントで、腎臓の働きやCKDの予防方法等に関する集団型の健康教育を実施する。

○実績

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実施回数	46回	78回	45回	26回	35回
参加者数	619人	1,777人	1,440人	763人	928人
知識習得者数	245人	1,235人	1,124人	634人	690人

※令和元年度より実施

（3）その他の啓発活動

動画視聴及びアンケート回答により啓発を実施する。

○実績

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
視聴数	179人	400人	1,617人	1,352人	1,642人
知識習得者数	102人	338人	1,272人	871人	1,118人

※令和3年度より開始

27. 後期高齢者保健事業

事業名 後期高齢者保健事業 (担当課 保健所 地域保健課)

事業開始年度	令和2年度		
8年度予算	3,276千円	前年度決算	788千円
負担割合	福岡県後期高齢者医療広域連合	根拠法令等	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 等

目的 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、後期高齢者の保健事業について福岡県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、市町村において75歳以上の高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、高齢者の健康寿命の延伸を図る。

事業内容

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（広域連合からの委託）

①地域の健康課題の分析・分析に基づく事業の企画

医療・介護レセプト、健診結果等のデータ等の分析を行い、地域の健康課題の把握、事業の企画・分析・評価等を行う。

②ハイリスクアプローチ

低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防等を行うための訪問相談、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を行う。対象者については毎年度の事業実施後の検証結果を踏まえ、柔軟に対応する。

●生活習慣病重症化予防（CKD対策）

●健康状態が不明な高齢者への支援

●低栄養予防

方法 保健師等が医療受診勧奨を含む保健指導を行う。

○実績

単位：人・回

内 容 \ 年 度		R3	R4	R5	R6	R7
生活習慣病重症化予防 (受診勧奨)	実人数	76	-	-	-	-
	支援回数	121	-	-	-	-
生活習慣病重症化予防 (CKD対策)	実人数	-	7	12	22	21
	支援回数	-	9	25	42	42
健康状態が不明な高齢者 への支援	実人数	-	108	64	92	97
	支援回数	-	111	71	105	105
低栄養	実人数	-	-	9	4	10
	支援回数	-	-	27	10	23

③ポピュレーションアプローチ

通いの場等において、高齢者に対して生活習慣病等の疾病・重症化予防やフレイル対策（運動・栄養・口腔等）などの健康相談や健康教育を実施する。その中で、後期高齢者の質問票を活用するなど、フレイル状態にある高齢者等を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に関する支援や健診や医療受診勧奨や介護サービスの利用勧奨を行う。

内 容 保健師等による健康教育・健康相談

対 象 75歳以上の高齢者を含む市内の団体やサロン等

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
健康教育等実施回数（回）	33	97	207	127	104
健康教育等参加者数（人）	580	1,745	3,996	2,397	2,321
健康状態把握実施回数（回）	19	71	183	91	73
健康状態把握者数（人）	349	1,137	2,963	1,684	1,232

V. 医療費助成

1. 子ども医療費助成制度

事業名 子ども医療費（担当課 医療・年金課）

事業開始年度	昭和49年度		
8年度予算	1,190,575千円 (手数料は含まない)	前年度決算	1,125,642千円 (手数料は含まない)
補助率	県1/2	根拠法令等	久留米市子ども医療費の支給に関する条例

目的 子どもの療養に係る医療費の一部を支給することにより、子どもの保健を向上し、福祉の増進を図る。

事業内容 市内に住所を有する中学3年生までの子どもを養育する保護者に対し、医療費の一部を助成している。

※令和3年4月より中学生が県の助成対象となったことに伴い、中学生の通院分の自己負担限度を1月につき1,600円に変更。

※令和5年10月より、未就学児までの通院・入院と、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担を無償化。

実施状況

(1) 受給者数

(単位：人・%)

年度 区分	R3			R4			R5			R6			R7		
	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計
国民健康保険	4,283	139	4,422	4,207	191	4,398	3,991	154	4,145	3,558	170	3,728	3,628	203	3,831
社会保険	33,704	2,502	36,206	33,104	2,670	35,774	32,659	2,723	35,382	32,088	2,907	34,995	31,148	3,141	34,289
計	37,987	2,641	40,628	37,311	2,861	40,172	36,650	2,877	39,527	35,646	3,077	38,723	34,776	3,344	38,120
対前年伸率	△ 0.9			△ 1.1			△ 1.6			△ 2.0			△ 1.6		

※「県補助」：中学3年生までが対象。

(各年度末現在)

※「市独自」：所得制限の緩和や自己負担の軽減など、市独自で医療費を助成するもの。

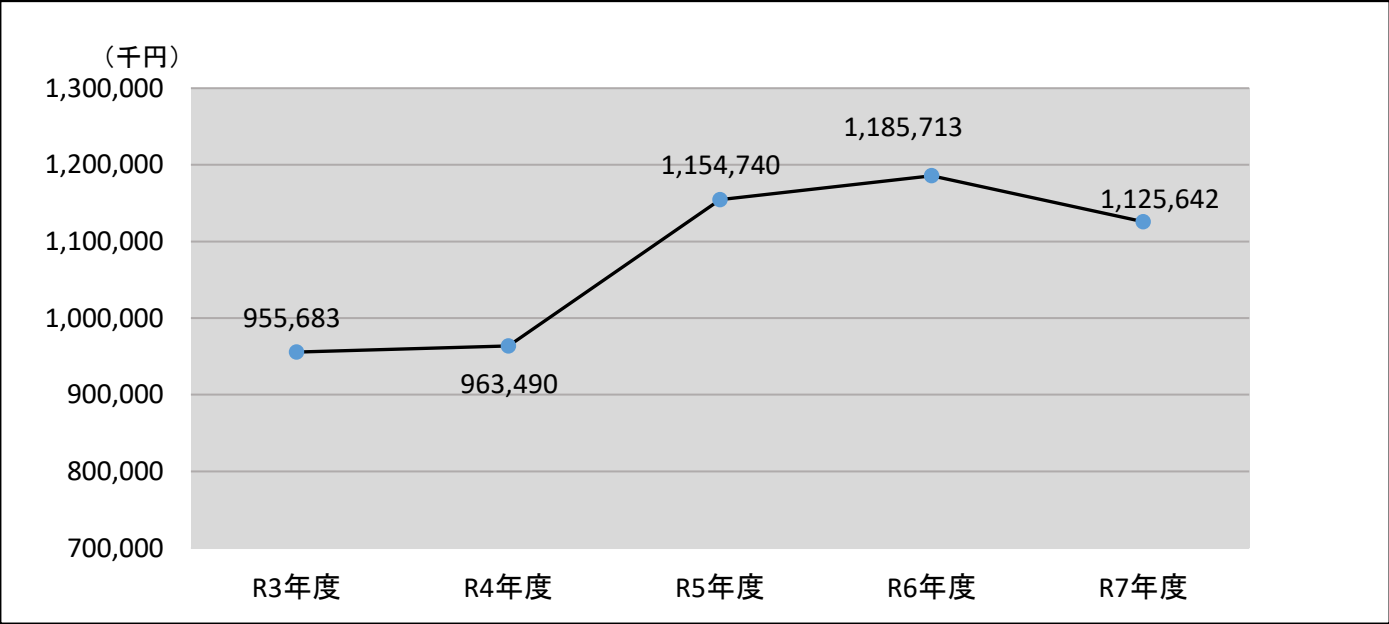
(2) 子ども医療費支給状況＜補助率：県、17年度～1／2＞

年度 区分		R3			R4			R5			R6			R7		
		県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計
医 科	件 数 (件)	210,078	25,296	235,374	230,379	25,298	255,677	263,833	34,641	298,474	247,984	40,343	288,327	232,521	37,514	270,035
	金 額 (千円)	514,151	53,773	567,924	533,785	51,182	584,967	601,171	88,367	689,538	569,318	121,912	691,230	518,273	114,499	632,772
歯 科	件 数 (件)	52,893	7,286	60,179	51,993	7,382	59,375	53,420	7,626	61,046	54,302	7,987	62,289	53,807	10,360	64,167
	金 額 (千円)	108,294	20,109	128,403	104,168	19,669	123,837	106,592	23,672	130,264	104,977	30,462	135,439	104,933	31,387	136,320
調 剤	件 数 (件)	178,136	12,304	190,440	183,427	9,937	193,364	233,428	14,891	248,319	230,812	15,743	246,555	217,380	16,324	233,704
	金 額 (千円)	221,004	20,936	241,940	221,453	15,251	236,704	290,796	23,606	314,402	299,064	26,813	325,877	290,188	29,824	320,012
その他	件 数 (件)	2,413	418	2,831	2,712	330	3,042	3,112	404	3,516	3,876	384	4,260	3,863	497	4,360
	金 額 (千円)	15,291	2,125	17,416	16,407	1,575	17,982	18,833	1,703	20,536	29,507	3,660	33,167	32,387	4,151	36,538
計	件 数 (件)	443,520	45,304	488,824	468,511	42,947	511,458	553,793	57,562	611,355	536,974	64,457	601,431	507,571	64,695	572,266
	金 額 (千円)	858,740	96,943	955,683	875,813	87,677	963,490	1,017,392	137,348	1,154,740	1,002,866	182,847	1,185,713	945,781	179,861	1,125,642
年度末受給者数（人）		40,628			40,172			39,527			38,723			38,120		
1人当たり支給額（円）		23,520			23,984			29,214			30,620			29,529		

※「市独自」とは：所得制限の緩和や自己負担の軽減など、市独自で医療費を助成するもの。

※「1人当たり支給額」は、総支給額を年度末現在の受給者数で除したもの。

(3) 子ども医療費支給額の推移



2. 重度障害者医療費助成制度

事業名 重度障害者医療費（担当課 医療・年金課）

事業開始年度	昭和49年度		
8 年度予算	888, 079千円 （手数料は含まない）	前年度決算	847, 609千円 （手数料は含まない）
補 助 率	県1/2	根拠法令等	久留米市重度障害者医療費の支給に関する条例

目 的 重度障害者療養に係る医療費の一部を支給することにより、重度障害者の保健を向上し、福祉の増進を図る。

事業内容 市内に住所を有する小学生以上65歳未満、または65歳以上で後期高齢者医療に加入している者で、次のいずれかの事項に該当する人に医療費の一部を助成している。

- ①身体障害者手帳の等級が 1 ～ 2 級の人
- ②知的障害の状態が知能指数35以下の人
- ③知的障害の状態が知能指数36以上50以下の人で身体障害者手帳の等級が 3 級の重複障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳の等級が 1 級の人

※平成28年10月診療分より助成対象を「6 歳就学後」から「3 歳以上」へ拡大。

※令和 5 年10月から対象を小学生以上に変更し、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担を無償化。

実施状況

（1）受給者数 （単位：人・％）

年度 区分		R3			R4			R5			R6			R7		
		県補助	市単独 ※ 1	計	県補助	市単独 ※ 1	計	県補助	市単独 ※ 1	計	県補助	市単独 ※ 1	計	県補助	市単独 ※ 1	計
国民健康保険		1, 197	28	1, 225	1, 183	31	1, 214	1, 164	20	1, 184	1, 181	21	1, 202	1, 179	22	1, 201
社会保険		1, 259	105	1, 364	1, 258	109	1, 367	1, 256	110	1, 366	1, 256	108	1, 364	1, 265	120	1, 385
後期高齢者		3, 457	92	3, 549	3, 306	92	3, 398	3, 270	81	3, 351	3, 247	104	3, 351	3, 234	104	3, 338
計	受給者数	5, 913	225	6, 138	5, 747	232	5, 979	5, 690	211	5, 901	5, 684	233	5, 917	5, 678	246	5, 924
	対前年伸率	△ 2. 4			△ 2. 6			△ 1. 3			0. 3			0. 1		

※ 1 所得制限緩和分のみ （各年度末現在）

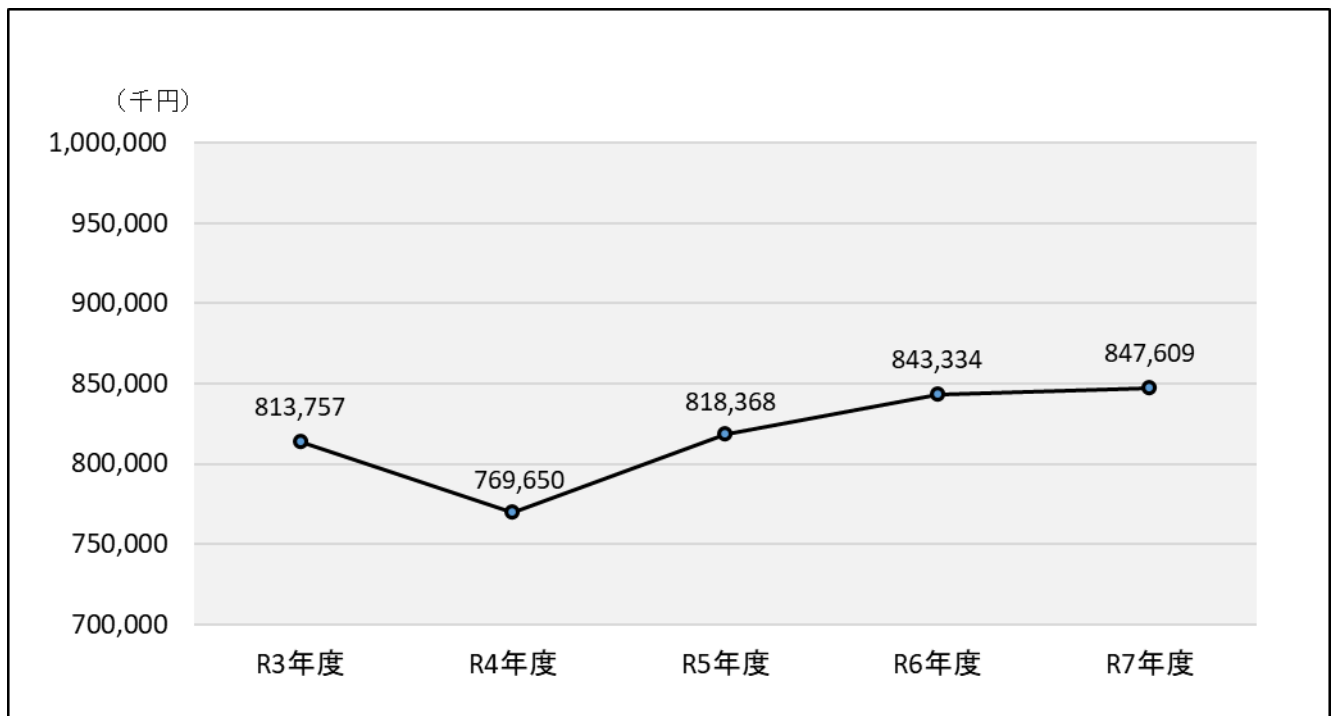
(2) 重度障害者医療費支給状況 <補助率：県、17年度～1／2>

区分		R3			R4			R5			R6			R7		
		県補助	市単独※1	計	県補助	市単独※1	計	県補助	市単独※1	計	県補助	市単独※1	計	県補助	市単独※1	計
医 科	件数 (件)	(45,925)	(2,661)	(48,586)	(45,298)	(2,718)	(48,016)	(45,688)	(2,916)	(48,604)	(46,229)	(1,892)	(48,121)	(47,768)	(2,138)	(49,906)
	金額 (千円)	76,915	3,380	80,295	76,132	3,842	79,974	77,697	3,939	81,636	77,476	3,811	81,287	80,135	4,227	84,362
歯 科	件数 (件)	(7,189)	(286)	(7,475)	(7,739)	(241)	(7,980)	(7,742)	(280)	(8,022)	(8,087)	(256)	(8,343)	(8,860)	(284)	(9,144)
	金額 (千円)	13,832	579	14,411	13,973	630	14,603	14,916	701	15,617	15,340	699	16,039	16,583	715	17,298
調 剤	件数 (件)	(38,310)	(1,372)	(39,682)	(38,204)	(1,290)	(39,494)	(37,541)	(1,462)	(39,003)	(38,022)	(1,101)	(39,123)	(38,850)	(1,187)	(40,037)
	金額 (千円)	57,317	2,006	59,323	57,317	2,190	59,507	57,747	2,294	60,041	58,435	2,196	60,631	60,029	2,308	62,337
その他	件数 (件)	(2,605)	(145)	(2,750)	(2,461)	(117)	(2,578)	(2,528)	(139)	(2,667)	(2,648)	(168)	(2,816)	(2,951)	(159)	(3,110)
	金額 (千円)	5,576	345	5,921	5,389	357	5,746	5,850	377	6,227	6,177	344	6,521	7,163	317	7,480
計	件数 (件)	(94,029)	(4,464)	(98,493)	(93,702)	(4,366)	(98,068)	(93,499)	(4,797)	(98,296)	(94,986)	(3,417)	(98,403)	(98,429)	(3,768)	(102,197)
	金額 (千円)	153,640	6,310	159,950	152,811	7,019	159,830	156,210	7,311	163,521	157,428	7,050	164,478	163,910	7,567	171,477
年度末受給者数 (人)		(3,549)			(3,398)			(3,351)			(3,351)			(3,338)		
一人当たり支給額 (円)		(104,609)			(102,817)			(107,659)			(111,050)			(110,685)		
		132,577			128,726			138,683			142,527			143,081		

()内は後期高齢者医療該当者にかかる医療費支給状況

※1 所得制限緩和分＋入院日数緩和分

(3) 重度障害者医療費支給額の推移



3. ひとり親家庭等医療費助成制度

事業名 ひとり親家庭等医療費（担当課 医療・年金課）

事業開始年度	昭和58年度		
8年度予算	270,246千円 (手数料は含まない)	前年度決算	261,390千円 (手数料は含まない)
補助率	県1/2	根拠法令等	久留米市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

目 的 ひとり親家庭の親（母または父）及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、ひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図る。

事業内容 市内に住所を有する次のいずれかに該当する人に医療費の一部を助成している。（所得制限あり）

①18歳未満の児童を監護している母子家庭の母、およびその小学生以上18歳未満の児童

②18歳未満の児童を監護している父子家庭の父、およびその小学生以上18歳未満の児童

③父母のない小学生以上18歳未満の児童

※ひとり親家庭とは、配偶者死別、離婚のほか、配偶者に一定の重度障害がある場合なども含む

※令和5年10月診療分から、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担を無償化。

実施状況

(1) 受給者数

(単位：人・%)

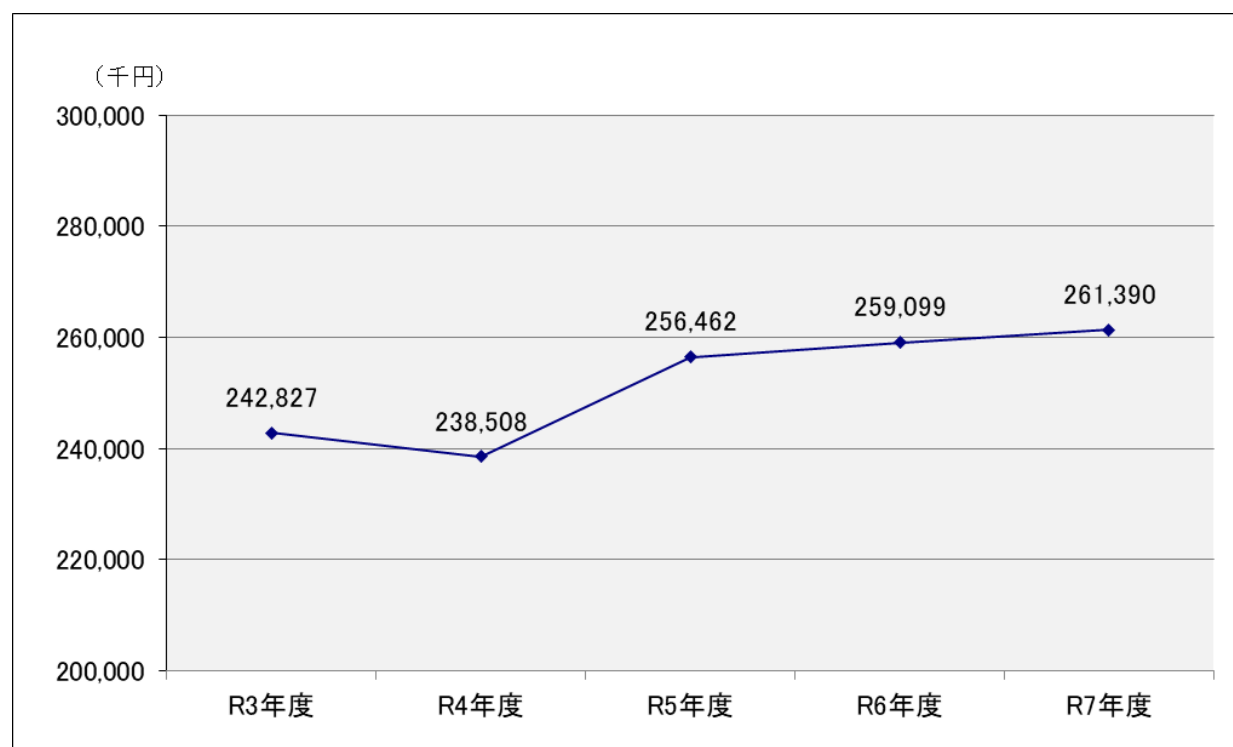
年度		R3	R4	R5	R6	R7
区分						
母子家庭	母	2,957	2,896	2,849	2,830	2,709
	児童	2,509	3,639	3,591	3,644	3,520
	計	5,466	6,535	6,440	6,474	6,229
父子家庭	父	168	161	150	150	122
	児童	131	209	206	204	177
	計	299	370	356	354	299
父母のない児童		4	12	10	7	6
計	受給者数	5,769	6,917	6,806	6,835	6,534
	対前年伸率	△ 9.7	19.9	△ 1.6	0.4	△ 4.4

(各年度末現在)

(2) ひとり親家庭等医療費支給状況 <補助率：県、17年度～1／2>

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
医 科	件 数 (件)	36,479	38,484	40,567	40,225	40,915
	金 額 (千円)	123,432	121,100	129,947	128,599	124,078
歯 科	件 数 (件)	11,161	10,504	10,793	10,593	10,798
	金 額 (千円)	44,033	39,950	41,072	40,092	39,534
調 剤	件 数 (件)	27,308	27,918	31,923	32,293	32,466
	金 額 (千円)	65,606	67,502	73,185	75,593	77,191
その他	件 数 (件)	2,883	2,926	2,959	3,199	3,356
	金 額 (千円)	9,756	9,956	12,258	14,815	20,587
計	件 数 (件)	77,831	79,832	86,242	86,310	87,535
	金 額 (千円)	242,827	238,508	256,462	259,099	261,390
年度未受給者数(人)		5,769	6,917	6,806	6,835	6,534
一人当り支給額(円)		40,556	35,106	35,044	37,522	40,005

(3) ひとり親家庭等医療費支給額の推移



VI. 医療体制

1. 医師会等助成事業

事業名 医師会等助成事業 （担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	昭和 63 年度		
8 年度予算	3,533千円	前年度決算	3,525千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 久留米市内における地域医療の充実及び保健衛生、予防医学の向上に資することを目的として、久留米医師会及び久留米歯科医師会（平成23年度から）の活動に要する費用（「会議費」及び「事業費」）の一部について補助金を交付している。平成17年度からは、浮羽医師会、大川三潁医師会に対して、予防接種協力事務に関する費用の一部について補助金を交付している。

2. 地域医療連携事業

（1）事業名 地域医療連携推進事業 （担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成 24 年度		
8 年度予算	900千円	前年度決算	900千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 久留米地域において安全、安心で信頼される医療の提供及び高度な保健医療福祉社会を形成し、住民の健康増進に寄与することを目的として、くるめ診療情報ネットワーク協議会の活動に要する経費の一部について補助金を交付している。

実 績

年度 区分	R5	R6	R7	R8
参加施設数	289	298	321	355
登録患者数	22,957人	25,112人	27,374人	32,008人

（2）事業名 久留米市ドクターカー運行事業 （担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成 28 年度（平成 26 年度から試験運行）		
8 年度予算	17,164千円	前年度決算	16,127千円
補 助 率	—	根拠法令等	久留米市ドクターカー運行に関する協定書

目 的 心肺停止等の重症患者の救命率向上及び後遺症の軽減、また、福岡県ドクターヘリの運航空白地域の解消のため、久留米広域消防本部が運用する救急車に久留米大学病院又は聖マリア病院の医師及び看護師が同乗し、救急現場や救急車内で必要な医療を施す体制の維持を図る。
 なお、一般の救急車が搬送する重症患者を早期にドクターカーに受け渡すためのドッキング・ポイントとして、市内のコンビニエンスストアの協力をいただいている。

実 績 出動要請数 令和5年度：254件 令和6年度：286件 令和7年度：306件
 心肺停止患者の1か月後生存率（令和7年度） ドクターカー：25.0％ 一般救急車12.1％
 ※令和2年5月から運行時間を8:45～17:30とし、同年11月から聖マリア病院が事業に参加。

3. 救急医療体制整備

事業名 救急医療体制整備 (担当課 保健所 総務医薬課)

事業開始年度	・初期救急医療体制：昭和48年度、二次救急医療体制：昭和52年度 ・歯科救急医療体制：昭和48年度		
8年度予算	54,097千円	前年度決算	54,060千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

※初期救急医療体制事業については平成16年度より、二次救急医療体制事業については平成17年度より補助制度が廃止され、一般財源のみとなっている。

目的 休日等または夜間において、急病人やけが人が、必要かつ適切な治療を受けることができる救急医療体制を整備するため、市では医師会及び歯科医師会への委託による在宅当番医制(初期救急医療)、医師会への補助による病院群輪番制(二次救急医療)により実施している。

事業内容

(1) 初期救急医療体制

休日等の急な病気やけが等による救急患者に対応するため、医師会や歯科医師会への委託により、在宅当番医制を実施している。

○医 科

久留米市においては、他地区に先駆けて昭和48年度から開始し、昭和58年度までは、久留米地域救急医療協議会への補助として、昭和59年度以降は久留米医師会への委託による在宅当番医制により実施した。平成17年2月の合併以降は、久留米医師会・浮羽医師会・小郡三井医師会・大川三潁医師会への委託による在宅当番医制により体制を整備している。

- ・実施状況…医師会会員による在宅当番制
- ・診 察 日…休日等(日・祝休日・年末年始)
- ・診療科目…内科、外科、小児科、産婦人科、*眼科・耳鼻科
(*眼科・耳鼻科については、広域で実施)

○歯 科

昭和48年度から久留米歯科医師会に対する補助事業として開始し、現在は委託による歯科在宅当番医制により実施している。

- ・実施状況…歯科医師会会員による在宅当番制
- ・診察日時…休日等(日・祝休日・年末年始)10時00分～17時00分
- ・診療個所…市内1か所(ただし、年末年始及びゴールデンウィークは2施設)

(2) 二次救急医療体制

休日等、夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保するために、県下を16地区に分け、それぞれの地区内で医療機関が輪番によって実施している。

平成17年2月の合併以降、久留米地区病院群輪番制と大川三潁・柳川山門地区病院群輪番制の2つの体制を整備している。

参 考

(1) 三次救急医療体制

知事の要請を受けた病院の開設者が整備し、初期救急医療機関、二次救急医療機関、及び救急患者の搬送機関との連携を保ち、重篤患者の医療を24時間体制で確保するものである。

脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等の重篤患者が対象であるため、脳神経外科、循環器科等の医療従事者を配し、救急医療の実施に必要な医療機器及びCCU（冠疾患集中治療室）等の専用病床を有する。県下を4ブロックに分け、以下の通り整備されている。

北九州地区	北九州市立八幡病院救命救急センター 北九州総合病院救命救急センター
福岡地区	済生会福岡総合病院救命救急センター 福岡大学病院救命救急センター 九州大学病院救命救急センター 福岡東医療センター地域救命救急センター 九州医療センター救命救急センター
筑後地区	久留米大学病院高度救命救急センター 聖マリア病院救命救急センター
筑豊地区	飯塚病院救命救急センター

(2) 救急告示医療機関（消防法に基づき救急病院の告示をなされた医療機関）

久留米市における救急告示医療機関は次のとおり。

1	楠病院	日吉町
2	新古賀病院	天神町
3	聖マリア病院	津福本町
4	弥永協立病院	六ツ門町
5	内藤病院	西町
6	久留米総合病院	櫛原町
7	神代病院	北野町
8	田主丸中央病院	田主丸町
9	富田病院	城島町
10	安本病院	三潨町

（令和8年4月1日現在）

4. 小児救急医療事業

事業名 小児救急医療事業 (担当課 保健所 総務医薬課)

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	38,653千円	前年度決算	16,576千円
補 助 率	—	根拠法令等	—

目 的 夜間(準夜帯)の小児救急医療について、地域全体で支援することにより、診療体制を安定かつ充実させ、子どもを安心して生み育てることができる社会づくりに資することを目的とする。
平成28年度からは、久留米広域小児救急センターの安定的運営に不可欠な「小児科医の確保」を目的として「小児科医研修事業」を実施している。

事業内容 【平成18年度から令和7年度まで】

久留米広域市町村圏事務組合が実施する久留米広域小児救急医療支援事業について、構成市としての負担金を支払う。

【令和8年度以降】

事業主体が久留米広域市町村圏事務組合から久留米市へと移り、久留米市は運営主体である久留米医師会等への補助金の交付や、運営委員会の開催等の事務を行っている。

参 考 久留米広域小児救急医療支援事業の概要

- (1) 事業開始 平成18年 4 月 1 日
- (2) 事業主体 久留米市(連携中枢都市圏事業)
※R7年度までは久留米広域市町村圏事務組合
(連携中枢都市圏構成市町:久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町)
- (3) 運営主体 久留米医師会
- (4) 診療体制 筑後地域などの医師会の開業医、久留米大学病院、久留米大学医療センター、聖マリア病院の小児科医が毎日交代で診療を行う。
- (5) 実施場所 久留米広域小児救急センター(聖マリア病院 地域医療支援棟 1 階)
- (6) 診療日時 通年 19時00分～23時00分
- (7) 実 績

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
年間利用者数	3,659人	3,823人	4,874人	4,295人	3,931人
平均待ち時間	21分	20分	22分	17分	21分

5. 救急の日広報事業

事業名 救急の日広報事業 （担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成 10 年度		
8 年度予算	210千円	前年度決算	165千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 国が定める救急医療週間に呼応して救急医療週間啓発事業を実施することにより、救急医療に対する市民の正しい理解を深めるとともに医療関係者の意識の高揚を図る。

事業内容

（１）旧久留米市地域では、「久留米市救急医療週間啓発事業実行委員会」を組織し、年１回救急医療週間に合わせて啓発事業を実施している。

○実行委員会構成 久留米医師会 久留米広域消防本部 久留米市

年度	啓発内容
令和３年度 (９月９日)	・ 広報活動（ポスター、懸垂幕） ※街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルスの影響により中止
令和４年度	・ 広報活動（ポスター、懸垂幕） ・ 救急医療啓発動画作成（市公式YouTubeチャンネルに掲載） ※街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルスの影響により中止
令和５年度	・ 広報活動（ポスター、懸垂幕） ・ 救急医療啓発動画広報（市公式YouTubeチャンネルに掲載、市公式LINE、市公式HP） ※街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルスの影響により中止
令和６年度	・ 街頭啓発キャンペーンの実施。心肺蘇生法の実技指導、啓発物品配布、血圧測定（久留米ゆめタウン店内） ・ 広報活動（ポスター、懸垂幕） ・ 救急医療啓発動画広報（市公式YouTubeチャンネルに掲載、市公式LINE、市公式HP）
令和７年度	・ 街頭啓発キャンペーンの実施。心肺蘇生法の実技指導、啓発物品配布、血圧測定（久留米ゆめタウン店内） ・ 広報活動（ポスター、懸垂幕） ・ 救急医療啓発動画広報（市公式YouTubeチャンネルに掲載、市公式LINE、市公式HP）

（２）旧田主丸地域では、「浮羽地域救急災害医療協議会」を組織し、浮羽医師会等と協力して、啓発事業を実施している。

年度	啓発内容
令和３年度	・ 広報活動（懸垂幕） その他は、新型コロナウイルスの影響により中止
令和４年度	・ 広報活動（懸垂幕） その他は、新型コロナウイルスの影響により中止
令和５年度	・ 広報活動（懸垂幕） その他は、新型コロナウイルスの影響により中止
令和６年度	・ 普通救命講習会、学校への啓発品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）
令和７年度	・ 普通救命講習会、学校への啓発品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）

- (3) 旧北野町地域では、「小郡三井健康危機管理対策協議会」を組織し、小郡三井医師会等と協力して、啓発事業を実施している。令和5年度に協議会が解散して活動終了。

年度	啓発内容
令和元年度	・ イベント等における啓発（小郡市あすてらすフェスタ 10/27） ・ 啓発物品配布（小郡市、久留米市北野町、大刀洗町）
令和2年度	・ 啓発物品配布（小郡市、久留米市北野町、大刀洗町） ・ その他は、新型コロナウイルスの影響により中止
令和3年度	・ 啓発物品配布（小郡市、久留米市北野町、大刀洗町） ・ 管内の主要鉄道駅掲示板へのポスター掲出による啓発
令和4年度	・ 啓発物品配布（小郡市、久留米市北野町、大刀洗町）
令和5年度	・ 会則廃止に伴う協議会解散 （理由）健康危機管理への取り組みについて福岡県北筑後保健所運営協議会地域医療部会の所管と重複しており協議の結果協議会側の存続必要性がないと判断したため

- (4) 旧城島町・三潴町地域では、「救急の日」協議会を組織し、大川三潴医師会等と協力して、啓発事業を実施している。

年度	啓発内容
令和3年度	・ 心肺蘇生法講習会（大川市内中学校 10月以降DVDによる講義、三潴中学校 11/12、城島中学校 11/16） ・ 啓発物品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）
令和4年度	・ 心肺蘇生法講習会（大川市内中学校 10月以降DVDによる講義、大川桐英中学校 11/9、三潴中学校 11/21、城島中学校 12/14） ・ 啓発物品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）
令和5年度	・ 心肺蘇生法講習会（大木中学校 9/14、三潴中学校 11/20、城島中学校 11/21 大川桐英中学校11/24、大川桐薫中学校12/5） ・ 啓発物品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）
令和6年度	・ 心肺蘇生法講習会（大木中学校 9/6、城島中学校 9/13、三潴中学校 11/6、大川桐英中学校12/12、大川桐薫中学校12/13） ・ 啓発物品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）
令和7年度	・ 心肺蘇生法講習会（大木中学校 9/5、城島中学校 10/28、三潴中学校 11/6、大川桐英中学校11/21、大川桐薫中学校11/28） ・ 啓発物品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）

VII. その他

1. 保健所運営協議会

事業名 保健所運営協議会 （担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成 20 年度 （中核市移譲事務）		
8 年度予算	220千円	前年度決算	94千円
補 助 率	—	根拠法令等	地域保健法 久留米市保健所運営協議会条例

目 的 地域保健法第11条に基づき、条例で定めるところにより、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するもの。

事業内容 ○協議会が所掌する事務

久留米市保健所管内の地域保健及び保健所の運営に関すること。

○組織

関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認めるもののうちから、委員20名以内で組織する。

※令和 7 年度の状況 委員20名

- ・医療関係団体 9 名 ・公衆衛生関係団体 4 名 ・市民公募 2 名 ・関係行政機関 2 名
- ・学識経験者 1 名 ・福祉関係団体 1 名 ・職域関係団体 1 名

○委員の任期

2 年間

2. 厚生統計調査事業

事業名 厚生統計調査事業（担当課 保健所 総務医薬課、健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度 （中核市移譲事務）		
8 年度予算	3, 231千円	前年度決算	939千円
補 助 率	—	根拠法令等	統計法等

目 的 保健衛生行政の施策推進のための基礎資料を得るため、統計法及び人口動態調査令等に基づき、厚生統計調査を行う。

事業内容 各種統計調査に基づく事務の実施

実施する調査一覧及び令和 7 年度に実施した調査

統計調査の名称	根拠法令等	調査時期	R7 年度 実施調査	調査の目的
人口動態調査	統計法 人口動態調査令	毎月	○	人口動態事象を計量的に把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。
衛生行政報告例	地方自治法	毎年	○	衛生行政の実態を数量的に把握し、行政運営のための基礎資料を得る。
地域保健・健康増進事業報告	地域保健法 健康増進法	毎年	○	地域住民への保健施策の実施状況を把握して、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る。
医療施設動態調査	統計法 医療施設調査規則	毎月	○	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

医療施設静態調査	統計法 医療施設調査規則	3 年毎	-	医療施設の分布及び整備の実情を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
患者調査	統計法 患者調査規則	3 年毎	-	医療施設を利用する患者について、傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
受療行動調査	統計情報部長名実施通知	3 年毎	-	医療施設を利用する患者について、医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
病院報告（患者票・従事者票）	医療法 医療法施行令	毎月、毎年	○	病院及び療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
医師・歯科医師・薬剤師調査	医師法 歯科医師法 薬剤師法	2 年毎	-	医師・歯科医師・薬剤師の全数について、従事場所等の分布を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
国民生活基礎調査	統計法 国民生活基礎調査規則	毎年	○	国民の保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を把握し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得る。
保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届	保健師助産師看護師法	2 年毎	-	保健師、助産師、看護師及び准看護師の就業場所や就業者数を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
国民健康・栄養調査	健康増進法	毎年	○	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。
歯科疾患実態調査	厚生労働省医政局長実施通知	5 年毎	-	国民の歯科保健状況を把握し、歯科保健医療対策の推進のための基礎資料を得る。
乳幼児栄養調査	統計法	10 年毎	-	乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を調査し、授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得る。